

第4編 第I期基本計画

各章の「施策の基本方針」で、「★」がついている「目（水色の帯の丸番号）」は、「第5編 国土強靱化地域計画」の「脆弱性への取組対策」の事業を位置づける施策です。

施策の基本方針

(1) 都市と自然が調和した土地利用の推進

★①五霞らしさを生かしたバランスのある土地利用

自然的環境と都市的環境の調和を基本とした適正な土地利用を誘導していくため、地域の実情に応じた計画的な整備を図ります。

- ・市街地においては、活気ある商・工業地の形成やゆとりある落ち着いた住宅地の形成を図ります。
- ・農業を主とした地域においては、「農業振興地域整備計画」に基づいた良好な営農環境を確保しつつ、開発など目的に応じた計画的な土地利用を推進します。
- ・自然環境の保全・再生活動や環境美化活動などを継続的に実践しながら、豊かな自然を身近に感じる環境づくりに努め、人と自然の共生の上に成り立つ豊かな環境を次世代へ継承します。
- ・拠点整備や都市施設整備においては、民間のノウハウを有効に活用した事業を検討するほか、民間による良好なまちづくり事業への支援など、多様な手法による事業を推進します。
- ・区域指定制度の導入を検討し、集落の活性化と地域コミュニティの充実を図ります。



第1章 まちのかたち

ー グラウンドデザイン ー

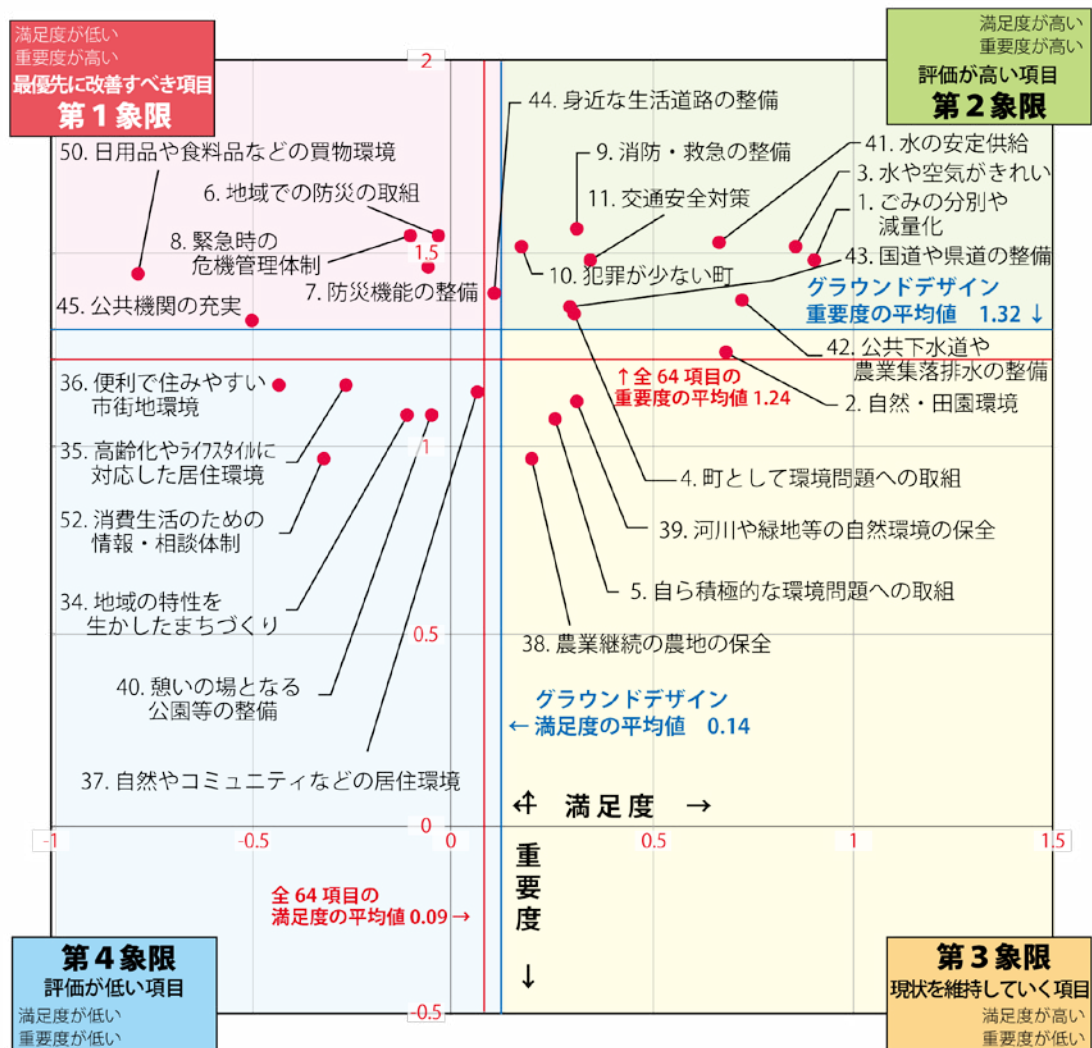
第4編 第I期基本計画 用語解説 第1章 まちのかたち

ページ	用語	解説
57,64	ほ場	作物を栽培する田畑・農圃（農作物を育てる場所）のことをいう。
57	遊休地	一定の期間どのような用途でも使われておらず有効活用されていないような土地のことをいう。
57,60	ネットワーク	「網（net）」という意味の英単語を語源とし、人間関係の広がりや、組織や集団、拠点などの間の繋がりや体系、交通機関や道路等の地理的な構造などを総称したものである。
59	住宅ストック	ストックとは蓄積を意味し、過去に建築され、現在も存在している建築資産のことをいう。
60	ITS / 高度道路交通システム	最先端の情報通信技術を用いて、人と道路、そしてクルマを一体のシステムとして構築する「高度道路交通システム」の総称である。
60	官民 ITS 構想・ロードマップ	ITS・自動運転に係る政府全体の戦略のことで、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議にて決定された。
60	交通弱者	自動車中心社会において移動を制約される人のことで、一般的には運転免許証がないなど、他に交通手段を持たない人のことをいう。
60	地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域全体の公共交通ネットワーク全体の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める計画のことをいう。
60	公共交通空白地有償運送	バスやタクシーなどの公共交通が十分でない地域で、NPO法人や社会福祉協議会が地域住民に提供する運送サービスのことをいう。
63	再生可能エネルギー	太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーのことをいう。
63	3R / ReduceReuseRecycle	ゴミを減らすための3つの取組のこと。Reduce（減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再資源化する）の3つのRを指す。
63,64,67	ライフライン	日常生活に必須な社会インフラのこと。電気・ガス・上下水道・通信設備・輸送システムなど、生活や生命の維持に必要なものが該当する。
64	長寿命化	寿命が延びること、あるいは寿命を伸ばすことを意味する表現で、特に消耗品やインフラなどの耐久性を向上させ、長持ちするようになることを指す場合が多い。
65,67	自主防災組織	災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体のことをいう。
65,67	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、都道府県や市区町村の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画のことをいう。
65	ハザードマップ	ある特定の災害に対して将来予想される災害の種類、規模、範囲などの危険地域を想定し、避難場所や避難路の確保など災害の軽減のための諸対策を記入した地図のことをいう。
67	応援協定	災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関との間、または地方公共団体間で締結される協定のことをいう。

第1章 まちのかたち –グラウンドデザイン–

グラウンドデザインに関わる施策の満足度と重要度（住民意向調査からのCS分析）

- 最優先に改善すべき項目（第1象限）は、「日用品や食料品などの買物環境」「公共交通機関の充実」「緊急時の危機管理体制」「地域での防災の仕組み」「防災機能の整備」「身近な生活道路の整備」の6項目で、『暮らしやすさ』『防災』に関する施策については、今後強化していく必要があります。
- 評価が高い項目（第2象限）については、「ごみの分別や減量化」、「水や空気がきれい」などの『環境』についての施策や、「水の安定供給」、「公共下水道や農業集落排水の整備」についての施策、「交通安全対策」、「犯罪が少ない町」「消防・救急の整備」などの『安全』についての施策となっています。
- 評価が低い項目（第4象限）は、「便利で住みやすい市街地環境」、「高齢化やライフスタイルに対応した居住環境」などの『住環境』に関する施策、さらに、「憩いの場となる公園等の整備」「地域の特性を生かしたまちづくり」「自然やコミュニティなどの居住環境」も入っており、自然と共生した五霞らしさを感じるライフスタイルを営む場を創り出していくことも求められています。



【CS分析】平成30年12月に実施した住民意向調査で、五霞町内で日常生活を送る上で64項目の施策について「どのように感じているか（満足度）」と「将来の重要度」について5段階評価の結果について、「2点」から「-2点」でポイント化し各項目の平均値を算出し、プロットした分布図として表現しました。

計画体系

節【施策】	項【施策の基本方針】	目
1 まちの土台をつくる	(1) 都市と自然が調和した土地利用の推進	①五震らしさを生かしたバランスのある土地利用
		②にぎわいとうるおいのある拠点の整備
		③良好な住環境の形成
	(2) 町内外との交流を促進する交通体系づくり	①住む・働く・訪れるが行き交う道路体系の整備
		②暮らしやすさに配慮した公共交通体系の整備
2 まちの機能を高める	(1) 環境に配慮したまちづくりの推進	①時代に対応した環境対策の推進
		②環境に配慮した廃棄物の適正な処理
	(2) 上下水道の適正な維持・管理	①安全でおいしい水の安定的な供給
		②下水道施設の適正な維持管理
		③農業集落排水施設の適正な維持管理
	(3) 安心に暮らせる基盤の充実	①道路・公園・水路等の適正な維持・管理
		②最適な土地の利用・管理の推進
3 まちの環境を良くする	(1) 安心に暮らせる体制の強化	①消防機能の適正な維持・管理
		②防災・危機管理体制の整備
		③地域防災力の向上
	(2) 住みよい住環境づくり	①交通安全対策の推進
		②安全・安心で衛生的な生活環境の確保
		③犯罪を許さないまちづくり
		④暮らしやすい良好な生活環境づくり

成果指標

節	施策の成果指標	現状値 (R1 年)	目標値 (R6 年)
まちの土台をつくる	総面積に対する田・畑の割合（主要地目別面積）	41.9% (H28 年)	40% 以上 を維持
	都市計画道路整備率	82.1%	90% 以上
まちの機能を高める	1日1人当たりのごみ量	836g	795g
	公共下水道及び農業集落排水施設における接続率	84.1%	85.0%
	上水道有収率	97.1%	98.0%
	特定空家数	0 戸	0 戸を維持
まちの環境を良くする	道路改良率	5.8%	10.0%
	刑法犯総数に関する 1,000 人あたり犯罪件数	8.1 件	7.8 件 (県平均)

現況と課題

四方を川に囲まれた本町は、町全体が台地状で平坦な地形となっており、町内の全域にわたってほ場*整備事業が実施され、平坦で肥沃な土地を利用した水田や畑地など、農業を中心とした土地利用が図られています。首都圏整備法による近郊整備地帯となっており、町内全域2,311haが都市計画区域に指定され、そのうち265haが市街化区域になっています。

都市的土地利用については、原宿台などの住宅地のほか、川妻地区や大崎地区、元栗橋押出地区、土与部地区、江川地区、ごかみらい地区に立地する6つの工業団地など、住宅地、工業用地として利用されています。一方、自然的土地利用については、農業を中心とした土地利用のほか、利根川や江戸川、中川などの広大な河川空間の中で、緑豊かな貴重な自然生態系が残されています。

また、本町の幹線道路網については、首都圏の生活・文化・経済を支える大動脈としての役割を担う首都圏中央連絡自動車道及び新4号国道がまちのほぼ中央部を縦貫し、それらと連携するように県道西関宿栗橋線と県道幸手境線の2本の県道がまちの東西・南北方向を横断し、これらの道路によってまちの都市構造の骨格を構成しています。そして、幹線道路を補完し、通勤、通学、買物など住民の日常生活を支える町道が、町内の主要な拠点や集落を結ぶように整備され、町内の道路網が構成されています。

近年、市街化区域内の原宿台地区などにおいては、人口減が進む中で住宅地では空き地や空き家が目立つようになってきています。また、市街化調整区域では、農振農用地区域に指定された保全すべき農地が多くを占めていますが、遊休地*などの利用されない土地も増加する傾向にあります。一方で、五霞インターチェンジ周辺開発に伴ってその周辺では工業・流通業務系土地利用のポテンシャルが高まっており、開発と保全のバランスが求められている状況です。

本町の土地利用に当たっては、自然環境と都市環境の調和を基本としながら適正な土地利用の規制・誘導を推進していくとともに、都市機能の複合化等による効果的なまちづくりを進めていくことが必要です。

さらに、近隣市町や市街地、各拠点や集落等への連絡を強化する道路ネットワーク*の充実を図るとともに、町内の生活道路については、傷んだ道路の補修を行うとともに狭あい道路の解消などの安全な道路づくりに取り組むことが求められます。さらに、住民の日常生活の利便性を向上させるため、公共交通体系や公共交通システムの構築を図ることも重要になっています。



土地利用分類別面積・構成比総括調書

区域区分			行政区域面積 (ha)	行政区域構成比 (%)
面 積			2,309	100.0
自 然 的 土 地 利 用	農地	田	866.8	37.5
		畑	169.1	7.3
	山林		34.7	1.5
	原野・荒地・牧野		348.1	15.1
	水面		159.4	6.9
	その他海浜等		-	-
	合計		1,578.1	68.3
	都 市 的 土 地 利 用	住宅用地		190.3
併用住宅用地		29.8	1.3	
商業用地		8.7	0.4	
工業用地		工業専用	54	2.3
		工専以外	79.9	3.5
運輸施設用地		5.9	0.3	
公共用地		13.7	0.6	
文教厚生用地		26.5	1.2	
公園・緑地 ・公共空地		48	2.1	
ゴルフ場		-	-	
その他の空地		76.8	3.3	
防衛用地		-	-	
道路用地		183.7	8.0	
鉄道用地		1.1	0.0	
駐車場用地		12.5	0.5	
合計		730.9	31.7	
宅地化率 (%)			17.7	

出典：平成27年度都市計画基礎調査

※都市計画基礎調査時は変更前の面積2,309haを用いています。

道路の状況

区分		路線数 (本)	実延長 (m)	規格改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)
圏央道		1	4,569	4,569	100.0	4,569	100.0
国道		1	5,835	5,835	100.0	5,835	100.0
県道		2	14,013	9,145	65.3	12,943	92.4
町 道	Ⅰ級	9	24,628	8,366	34.0	24,628	100.0
	Ⅱ級	10	16,773	2,553	15.2	16,773	100.0
	その他	832	194,245	2,775	1.4	148,747	76.6
町道小計		851	235,646	13,694	5.8	190,148	80.7
合 計		855	260,063	33,243	12.8	213,495	82.1

資料：NEXCO東日本，宇都宮国道事務所，境工事事務所，都市建設課

第1節の取組方針

東京都心から50km圏内という立地や広域的な交通環境、恵まれた自然環境など、本町の魅力を生かした活力あるまちの実現に向けて取り組みます。

面（土地利用）と点（拠点）と軸（交通体系）の3つの要素を総合的に連携させながら、利便性の高い場所に立地したいと考える産業的土地利用のニーズ（外部要因）に呼応しつつ、住みたい住み続けたいと思える暮らしやすいまちの環境（内部要因）を高めていきます。

まちのエネルギーが持続的に町内に行き渡るよう、町外・町内の連携を強めつつ、土地利用・拠点・交通体系の充実を図っていきます。

施策の基本方針

（I）都市と自然が調和した土地利用の推進

★①五霞らしさを生かしたバランスのある土地利用

- ・自然的環境と都市的環境の調和を基本とした適正な土地利用を誘導していくため、地域の実情に応じた計画的な整備を図ります。
- ・市街地においては、活気ある商・工業地の形成やゆとりある落ち着いた住宅地の形成を図ります。
- ・農業を主とした地域においては、「農業振興地域整備計画」に基づいた良好な営農環境を確保しつつ、開発など目的に応じた計画的な土地利用を推進します。
- ・自然環境の保全・再生活動や環境美化活動などを継続的に実践しながら、豊かな自然を身近に感じる環境づくりに努め、人と自然の共生の上に成り立つ豊かな環境を次世代へ継承します。
- ・拠点整備や都市施設整備においては、民間のノウハウを有効に活用した事業を検討するほか、民間による良好なまちづくり事業への支援など、多様な手法による事業を推進します。
- ・区域指定制度の導入を検討し、集落の活性化と地域コミュニティの充実を図ります。

②にぎわいとうるおいのある拠点の整備

- ・五霞インターチェンジ周辺地域については、新たなまちの拠点として、交通の便の良さなどの立地優位性を生かし、首都圏を視野に入れた広域的な商業・工業・流通などに関連する用途を中心とした複合的な市街地の形成を図ります。
- ・五霞インターチェンジ周辺や幹線道路沿道においては、周辺の住宅地や農地と調和を図りながら産業系用地の確保・整備を検討し、産業の振興のみならず地域経済の活性化を図ります。
- ・町内に点在する緑地の一体的な保全・活用に努め、豊かな自然・田園環境と調和した土地利用に努めます。

★③良好な住環境の形成

- ・人口増加によるまちの活力向上に向け、開発許可制度等に基づく適切な開発を誘導し、民間等の良質な住宅・宅地の供給、多様な居住ニーズに対応した良質な住宅の建築を促進します。
- ・整備された戸建ての住宅が広がる住宅地においては、既存の住宅ストック*を活用しながら、高齢化に伴う世帯分離や建て替えのニーズに柔軟に対応した住宅地の更新の誘導を図ります。

- ・自然豊かで落ち着いた田園景観，活力を映し出す産業景観，快適で住みよい住宅地の景観，歴史や文化を感じる景観など，まちの個性を生かした魅力ある景観形成を図ります。

(2) 町内外との交流を促進する交通体系づくり

★①住む・働く・訪れるが行き交う道路体系の整備

- ・国道及び県道など周辺都市と連携する幹線道路の整備・充実について，関係機関への要望活動を行い，広域的な道路体系の確立を図ります。
- ・町内道路ネットワーク*の形成に向けて，未整備である都市計画道路を始めとした町内幹線道路の整備を推進します。
- ・住民生活の軸となって機能する道路の利便性・安全性の向上を図るため，生活に身近な道路の整備・改良を，町全体の交通状況を考慮しながら計画的に進めます。
- ・安全面に配慮した歩道や交差点の整備等に努め，高齢者や障害のある方，歩行者や自転車の安全に配慮したゆとりある道路づくりを進めます。
- ・ITS（高度道路交通システム）*・自動運転に係る国家戦略である「官民 ITS 構想・ロードマップ*」の進展状況を踏まえながら，これらの技術の活用を支える道路基盤整備について情報収集を進め，将来の道路環境づくりについての準備を行います。

②暮らしやすさに配慮した公共交通体系の整備

- ・交通弱者*などの買い物や通院等の移動手段を確保するため，地域公共交通網形成計画*に基づく各種施策を実施し，より多くの住民が利用できる公共交通システムを構築します。
- ・利用者のニーズを把握し，事業性を考慮しながら現行の路線バスの維持拡充を目指します。
- ・高齢者や障害のある方など，単独で公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象としている公共交通空白地有償運送*を継続的に行いながら，地域に適した移動環境の充実を図ります。



現況と課題

産業や経済の発展や都市化の進展は、私たちの生活を豊かで便利にした一方で、あらゆる環境問題を引き起こしています。特に、昨今では、地球温暖化やオゾン層の破壊、多様な生態系の損失、天然資源の枯渇、化学物質・廃棄物による環境汚染など、環境問題は地域レベルから地球規模へと拡大しています。利根川など四方を河川に囲まれた本町は、水と緑の豊かな自然環境と共存しつつ、首都圏近郊という立地を生かした住宅地や工業地を整備しながら発展してきました。しかし、近年では、行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型・生活型の環境問題が顕在化しており、従来の公害や自然破壊などとは異なる新たな対応が求められています。

上下水道については、本町が利根川・江戸川・中川などの河川に囲まれた地理的条件のため、町単独で整備を進めてきました。

上水道は、町内全域の整備計画が完了し、普及率もほぼ100%に達しています。一方、下水道は、市街化区域を公共下水道、市街化調整区域を特定環境保全公共下水道と農業集落排水で整備を進め、すべての整備計画は完了していますが、接続率が進んでいないことから個別訪問を行い接続率向上に努めています。

また、上下水道の各会計ともに料金等の収入で運営費を賄うことができないことから、一般会計からの繰出しで補填している状況であり、まちの財政を圧迫する要因の一つになっています。

さらに、上下水道施設の老朽化や管路等の損傷が進み、水道水の安定供給や汚水の適切な処理に不安が生じていることから、老朽化施設の更新等を行っていくほか、運営費の削減と最適な施設整備を進めるため、広域化・共同化を検討しながら持続可能な上下水道施設にする必要があります。

公園や緑地については、住民や企業、ボランティア団体等の協力を得て維持管理を推進していく必要があります。また、老朽化した公園施設の改修など、より安全な施設の提供が求められています。

河川については、雨水の排水機能の強化や災害に対応するための改修整備を推進するとともに、住民と協働した河川美化・浄化活動を行うことが必要です。



ごみ総排出量の推移

年 区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
可燃ごみ（t）	2,039	2,022	2,042	2,064	2,104
不燃ごみ（t）	68	69	69	67	76
粗大ごみ（t）	131	140	139	129	148
合計（t）	2,238	2,231	2,250	2,260	2,328

出典：生活安全課

資源化されたごみの量及びリサイクル率

年 区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
資源ごみ（t）	398	341	335	318	301
資源化率（％）	17.8	15.3	14.9	14.1	13.0

出典：生活安全課

上水道の状況

年度 区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
給水人口（人）	8,796	8,635	8,552	8,396	8,279
給水件数（件）	3,140	2,974	2,998	2,880	2,900
普及率（％）	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3
1日最大給水量（m ³ ）	5,162	5,657	5,425	6,361	5,762
1人1日最大給水量（ℓ）	581	646	632	720	658
管路延長（全体）（km）	129.2	129.2	129.9	132.6	132.6

出典：上下水道課

公共下水道・農業集落排水の状況

年度 区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公共 下水道	全 地 区	行政人口（人）	9,092	8,930	8,846	8,699	8,581
		区域内人口（人）	5,971	6,193	6,107	6,004	5,954
		接続人口（人）	4,465	4,924	4,873	4,820	4,782
		接続率（％）	74.8	79.5	79.8	80.3	80.3
		日最大流入量（m ³ ）	10,464	12,300	4,925	10,473	3,913
		日最大放流量（m ³ ）	6,250	4,320	3,940	5,660	3,320
		管路延長（km）	77	77	77	77	77
農 集 合 計	全 地 区	区域内人口（人）	2,742	2,661	2,660	2,612	2,549
		接続人口（人）	2,512	2,467	2,449	2,417	2,371
		接続率（％）	91.6	92.7	92.1	92.5	
		日最大流入量（m ³ ）	1825	2319	1394	1840	1007
		日最大排水量（m ³ ）	-	-	-	-	-
		管路延長（km）	46	46	46	46	46

出典：上下水道課

第2節の取組方針

快適で豊かな暮らしを守るため、環境と生活の利便性の調和を図るとともに、行政のみならず、住民・事業者が一体となってまちづくりに取り組みます。

必要不可欠な社会資本である上下水道施設などのインフラ（社会基盤）の維持・管理に努めます。

「選択と集中」の観点に立ち、既存ストックの有効活用や事業の見直しなど、より一層、効率的かつ効果的に事業を推進します。

施策の基本方針

(1) 環境に配慮したまちづくりの推進

①時代に対応した環境対策の推進

- ・「五霞町環境基本計画」や「五霞町役場温室効果ガス削減計画」の進行管理に努めながら、時代の要請に合わせた環境施策に総合的かつ計画的に取り組めます。
- ・再生可能エネルギー*の導入や省エネ対策の推進、先進技術の積極的な導入など、環境に配慮したライフスタイルの実践など、様々な環境の問題に対して住民、活動団体、事業者、行政が協力して取り組むことのできる人づくりや仕組みづくりを進めます。

②環境に配慮した廃棄物の適正な処理

- ・3R*の推進（ごみの発生抑制（Reduce）と再利用（Reuse）・再資源化（Recycle））や再生資源の利用拡大のため、広報紙・ホームページなどの媒体を活用したPRやイベントなどの機会を通じた啓発を図ります。
- ・ごみの発生抑制を図るため、さしま環境管理事務組合を共同で運営する近隣市町とごみ処理の有料化や効率化についても調査・検討を行い、可能な取組を推進します。
- ・地域におけるリサイクル資源の回収を促進するため、各種団体によるリサイクル資源の回収活動への支援やごみ収集カレンダーの配布等によりごみの分別を徹底します。

(2) 上下水道の適正な維持・管理

★①安全でおいしい水の安定的な供給

- ・住民が安心して利用できるよう、水質管理を徹底し、安全・安心な水道水の供給に努めます。
- ・安定した給水ができるよう水源の確保を図るとともに、計画的な設備の更新と施設や管路の耐震化及び適正な維持管理に努めます。
- ・災害時のライフライン*の確保に向けた、協力体制や応急給水体制などの充実を図ります。
- ・地下水からの転換に向けた住民や事業所に対する水需要の喚起を行うほか、新たな企業立地を見据えた水需要の拡大に向けた施設整備の検討を行います。
- ・施設や埋設管等の調査を実施し、安全確保に努めます。
- ・有害物質の拡散、流出等を防止するための資機材等の整備、また、事故発生を想定したマニュアルの策定等に努めます。
- ・水道事業運営の安定と経営の効率化を図るため、水道事業の広域化の検討を進めるとともに、料金体系の適正化や有収率・料金収納率の向上に努め、質の高い給水サービスを提供します。

★②下水道施設の適正な維持管理

- ・公共用水域の水質汚濁防止や生活環境の保全を目的として、生活排水の適正処理に努めます。
- ・広報紙などを通じて未接続世帯に対する排水施設への接続を促進するとともに、個別相談に努めます。
- ・老朽化した下水道施設についての計画的な更新に努めます。
- ・不明水の処理場への流入抑制に向けた調査や分析を実施し、改善を図ります。
- ・公共下水道・農業集落排水施設の統合など、効率的な施設の合理化に向けて検討を進めるとともに広域化についても検討を行います。
- ・災害時に必要な資機材や備蓄品の確保に努めます。
- ・大規模災害に対応できる汚水処理ライフライン*を確保するため下水道施設の耐震化を図るとともに、民間企業等の様々な団体と協力体制を図ります。

★③農業集落排水施設の適正な維持管理

- ・農業集落排水施設の計画区域内においては、未接続世帯に対する排水施設への接続を促進するとともに、個別相談に努めます。
- ・計画的な施設整備・維持管理を進めます。
- ・農業集落排水施設全体の統廃合など効率的な汚水処理施設の合理化に向けて検討を進めます。
- ・大規模災害に対応できる汚水処理ライフライン*を確保するための農業集落排水施設の耐震化を図るとともに、民間企業等の様々な団体と協力体制を図ります。

(3) 安心に暮らせる基盤の充実

①道路・公園・水路等の適正な維持・管理

- ・遊ぶ・憩い・運動・健康・自然・防災など公園の多面的要素を踏まえ、住民の様々なニーズに対応しながら、公園・緑地の整備・活用を進めます。
- ・住民との協働により、公園それぞれの利用実態に合わせた管理の仕組みを構築し、良好な公園管理を進める体制の構築を図ります。
- ・住民がいつでも安心して利用できる安全な道路空間を確保するため、道路の改修・補修などによる効果的な維持管理に努めます。
- ・橋梁長寿命化*修繕計画に基づいた橋梁の適切な維持管理に努めます。

★②最適な土地の利用・管理の推進

- ・土地所有者の高齢化、所有・利用意欲の減退等により増大する空き家に対して、土地が適切に利用・管理されるよう適正管理を行うとともに利活用を進めます。
- ・事業者と連携した空き家バンクを検討し、空き家の市場流通を促進するとともに、付加価値を高める活用方法を検討し、既存市街地の魅力の創造を目指します。
- ・野焼きや稲わら焼きなどによる「生活型公害」防止に向けた啓発活動を進めます。
- ・土地の有効利用の基礎となる地籍調査も19地区が完了したことから、今後は調査結果の数値情報化（電子化）について検討を進めます。さらには、ほ場*整備区域への調査区域の拡大の検討を行います。

現況と課題

様々な危機事象に対し、住民の生命、身体及び財産を守ることは、まちの基本的な責務です。

本町の消防救急体制は、茨城西南地方広域市町村圏事務組合（古河市，下妻市，坂東市，常総市，八千代町，五霞町，境町）による古河消防署五霞分署が対応しています。また，地域の消防・防災については，消防団や自主防災組織*がなくてはならないものとなっています。そして，自然災害や武力攻撃など緊急事態に対する危機管理については，「五霞町地域防災計画*」や「五霞町国民保護計画」の作成などのほか，水害ハザードマップ*を始めとした災害情報の提供や各種防災訓練の実施など，総合的な防災体制の充実を図っています。社会経済情勢の変化の中で，災害及び事故の態様は複雑多様化しており，防災体制や危機管理体制の強化が急務となっています。

一方，防犯対策については，境警察署と連携しながら，地域ぐるみでこれらの問題に取り組み，犯罪等に対して安全で安心のできるまちづくりの体制を整えています。犯罪の状況をみると，全国的に犯罪の複雑化や巧妙化，広域化，低年齢化の傾向が顕著になっています。今後も地域の安全な暮らしを守るため，行政と住民が協力しあう防犯体制の強化を図ることが重要であり，住民の防犯意識の高揚や地域の防犯体制を強化していく必要があります。

交通安全対策については，首都圏中央連絡自動車道五霞インターチェンジ開通によって，今後，交通量増加が見込まれることから，交通事故の増加が懸念されています。交通事故を未然に防止し，安全かつ快適な交通を確保していくため，関係者が一丸となって，交通安全意識の高揚と道路交通環境の改善を図ることが必要となっています。



火災発生数

年		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
区分						
出火件数（件）		4	3	6	4	6
内訳	建物	3	1	4	1	5
	車両	0	0	1	2	1
	その他	1	2	1	1	0
損害額（千円）		3,440	8	18,142	381	35,019

資料：生活安全課（茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部・茨城西南の消防）

救急出動の状況（労働災害や急病・病，一般負傷などはその他に含む）

年		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
区分						
出動件数（件）		438	381	421	466	478
内訳	火災	0	0	3	3	3
	交通	61	46	45	51	53
	その他	377	335	373	412	422

資料：生活安全課（茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部・茨城西南の消防）

町内交通事故発生状況の推移

年		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
区分						
事故件数（件）		26	24	22	31	30
負傷者数（人）		57	36	27	38	44

※各年12月31日現在

資料：生活安全課（茨城県警察本部・交通白書）

刑法犯認知件数の推移

年		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
区分						
刑法犯認知総数（件）		128	83	75	98	68
街頭犯罪等総数（件）		29	39	26	49	37
街頭犯罪 対象罪種	侵入犯罪（空き巣，忍込みなど）	6	7	6	19	11
	乗り物盗（自動車，自転車など）	19	13	6	6	7
	車上ねらい	4	4	7	11	10
	その他（路上強盗，性犯罪など）	—	15	7	13	9

※平成26年のその他の値は確認できなかった

資料：生活安全課（境地区防犯協会）

第3節の取組方針

人々が互いに支え合い、助け合いながら心豊かに暮らす、すべての住民にとっての安全・安心なまちづくりを推進します。

住民が安心して暮らせるよう、災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災面に配慮した都市施設の整備など、様々な都市防災対策を推進します。

交通事故や地域の身近な犯罪、道路や公園・施設等における事故などを防ぎ、日常生活上の安全性を高め、住民が地域の中で、安全・安心、そして快適に暮らせる環境を実現していきます。

地域の安全な暮らしを守るため、行政と住民が協力しあう防災体制の強化を図ります。

住民の防犯意識の高揚や地域の防犯体制を強化していきます。

施策の基本方針

(1) 安心に暮らせる体制の強化

★①消防機能の適正な維持・管理

- ・火災を始めとする各種災害から住民の生命や財産を守るため、消防体制の充実・強化を図るとともに、地域での消防活動や火災予防活動など消防団と連携した地域消防力の向上に努めます。
- ・複雑多様化する救急・救助要請に対応するため、広域的な体制の中で救急・救助体制の充実を図るとともに、定期的な講習会などを通じ、住民の救急救命に対する知識の普及や技術の向上に努めます。
- ・消防団組織の再編なども視野に入れながら、少子高齢化や人口減少といった社会変化や地域の実情を勘案した消防団の体制強化を図ります。

★②防災・危機管理体制の整備

- ・地域防災計画*の見直しを適宜実施しながら、建物や構造物など基盤施設の安全性の向上に取り組むほか、避難・救援対策やライフライン*の確保対策など総合的な防災対策を進めます。
- ・施設の運転に必要な電源が確保できるよう、施設の整備に努めます。
- ・国、県、関係機関との広域的な防災体制の連携、並びに、民間も含めた様々な団体との災害時応援協定*の積極的強化を図るとともに、災害発生時に必要な防災資機材や備蓄食糧など災害用備蓄品の充実・確保を行います。

★③地域防災力の向上

- ・地域防災リーダーの育成を図りつつ、自主防災組織*の更なる組織力の向上に努めながら、様々なメディアを通じた防災意識の啓発や防災訓練への住民の積極的な参加促進など、災害予防体制の確立を図ります。
- ・「五霞町国民保護計画」に基づき、国、県、関係機関との連携を強化し、有事における危機管理体制の充実を図ります。
- ・テロや感染症などの危機事象に対しても、住民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう対策の充実を図ります。

(2) 住みよい住環境づくり

★①交通安全対策の推進

- ・交通事故の未然防止を図るため、警察や地域・関係機関等と連携しながら、子供から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全意識の啓発を行います。
- ・交通危険箇所の調査点検を継続的に行うとともに、交通事故多発地点や危険箇所などにおける交通安全施設の整備・充実を図ります。

②安全・安心で衛生的な生活環境の確保

- ・県・警察や関係団体との連携により、看板の設置やパトロールの強化、住民による監視など不法投棄の防止に努めます。
- ・産業廃棄物については、県と連携を図りつつ、適正な処理が行われるよう監視及び指導を行います。
- ・公害の未然防止に向けて、公害発生源となり得る事業所等に対する指導や関係機関と連携した調査・パトロールの実施等、公害防止に向けた監視体制の強化を図ります。
- ・公共用水域の水質汚濁防止や生活環境の保全を目的として、合併浄化槽の保守点検、清掃、法定検査等の維持管理についての啓発を実施します。

★③犯罪を許さないまちづくり

- ・犯罪を未然に防止するため、防犯灯の計画的な整備、維持管理の推進など、夜間における安全・安心の確保、犯罪抑止に努めます。
- ・地域の身近な犯罪などに対応するため、境警察署や各関係団体との連携による防犯意識の高揚を図るとともに、広報紙等を活用した防犯意識の高揚を促します。

★④暮らしやすい良好な生活環境づくり

- ・消費者問題に関する相談体制を整備するとともに、相談に的確に対応できる人材の育成を進めます。
- ・県消費生活センターなど関係機関と連携を強化しながら、積極的な啓発活動や情報提供活動を進め、住民の消費生活に対する意識の向上と正しい知識の普及を図ります。
- ・近隣騒音や悪臭などの生活型公害を防止するため、規制値などの周知を図るとともに、苦情相談・処理体制の充実を図ります。
- ・関係団体との連携や地域と協力のもと、ペットの適正な飼育ルールの徹底やマナーの向上を進めます。



第2章 ひとのくらし

— ライフデザイン —

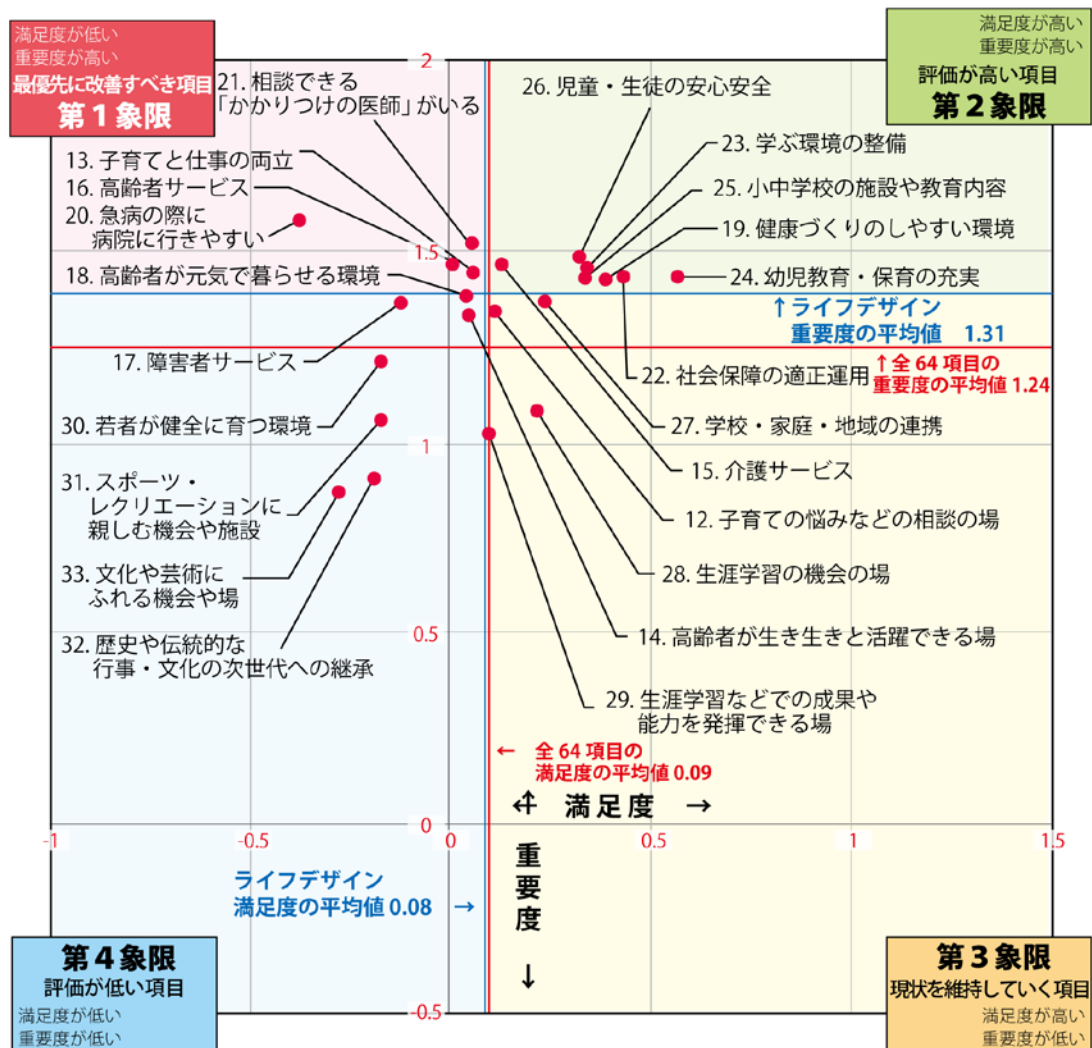
第4編 第I期基本計画 用語解説 第2章 ひとのくらし

ページ	用語	解説
73	コミュニケーション能力	対人的なやり取りにおいて、お互いの意思疎通を円滑にするための能力のことをいう。
73	デモンストレーションスポーツ	スポーツ大会などで、正式種目以外に行われる競技。いきいき茨城ゆめ国体 2019 では、2019 年に県内23市町村で31競技が行われた。
76,77	ICT	Information and Communication Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のことをいう。
76	プログラミング学習(教育)	2020 年度から小学校で必修化される教育課程。児童は算数や理科の授業で、コンピュータを操る「プログラミング」の体験をする。
76	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のことをいう。
76	スクールカウンセラー	学校現場で子供や保護者などの心のケアや支援を行う人のことをいう。
77	タブレット端末	コンピュータ製品の分類の一つ。タブレット(平板)型で、液晶の画面に指先をあてながら操作する「タッチパネル」が採用された軽量のパソコン製品のこと。
79	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援新制度の根拠法令になるもの。幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための3つの法令をいう。
79	国民健康づくり運動	国の健康増進事業として進めている国民の健康増進を目的にした施策の名称である。
81,84	かかりつけ医・かかりつけ薬局(薬剤師)	かかりつけ医は、健康、病気に対して相談に応じてくれる身近な地域の医師のことをいう。かかりつけ薬局は、日常的に薬や健康について相談する薬局のことをいう。
81,83	ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。
82	地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域内でサポートし合うシステムのことをいう。
82	レクリエーション	仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労を癒やし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること、また、その休養や娯楽自体のこと。
82	バリアフリー	高齢者・障害のある方等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することをいう。
82	交通弱者	自動車中心社会において移動を制約される人のことで、一般的には運転免許証がないなど、他に交通手段を持たない人のことをいう。
82	地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するための施設。介護保険法に基づき市区町村が設置する。
82	認知症地域支援推進員	認知症の人が、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、地域の実情に応じた様々な活動をする者のことをいう。
83	ハローワーク	公共職業安定所の愛称である。
83	食生活改善推進員	食を通じた健康づくりを行う全国規模のボランティア組織。生活習慣病予防のためのバランスのとれた食事の普及や各世代への食育活動などを行う。
83	健康づくり協力員	住民の健康・生きがいづくりを応援するボランティア。地域と行政のつなぎ役として、地域に根ざした活動を行っている。
84	高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン	高齢者の特性を踏まえた保健事業の考え方やその具体的な方向性を示すものとして、厚生労働省より示されたガイドラインのことである。
84	特定健康診査・特定保健指導	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病を予防するために行われる健診・保健指導のことをいう。

第2章 ひとの暮らし –ライフデザイン–

ライフデザインに関わる施策の満足度と重要度（住民意向調査からのCS分析）

- 最優先に改善すべき項目（第1象限）は、「急病の際に病院に行きやすい」、「高齢者サービス」、「相談できる『かかりつけの医師』がいる」、「子育てと仕事の両立」の4項目で、『医療』施策については2項目が入っています。
- 幼児教育や学校教育については、評価が高い項目（第2象限）が多い結果となりましたが、一方で、生涯学習やスポーツ、芸術・文化については全体の中では重要度が低い項目となっています。
- 評価が低い項目（第4象限）の「高齢者が元気で暮らせる環境」、「障害者サービス」、「高齢者が生き生きと活躍できる場」、「子育ての悩みなどの相談の場」や現状を維持していく項目（第3象限）の「学校・家庭・地域の連携」は全64項目の重要度の平均からみると重要度が高く、住民の要望が高い項目です。



【CS分析】平成30年12月に実施した住民意向調査で、五霞町内で日常生活を送る上で64項目の施策について「どのように感じているか（満足度）」と「将来の重要度」について5段階評価の結果について、「2点」から「-2点」でポイント化し各項目の平均値を算出し、プロットした分布図として表現しました。

計画体系

節【施策】	項【施策の基本方針】	目
1 ひとを育てる 五霞町 教育振興基本計画	(1) 時代に対応した学校教育の推進	①確かな学力・健やかな体・豊かな心の育成
		②新しい時代に活躍する人材の育成
		③社会的自立を促す体験学習の推進
	(2) 学校教育推進のための基盤づくり	①持続可能な教育体制の確立
		②安全・安心な教育環境の確保
		③多様なニーズに対応した教育の支援
	(3) 生涯学習の充実と豊かな歴史文化の継承	①家庭・地域の教育力の向上
		②生涯学習の充実
		③文化・芸術・スポーツ活動の充実
		④文化財の保護・活用
2 ひとを支え見守る	(1) 子育て世代のくらしの充実	①結婚・出産・子育てスタートの支援
		②母子の健康への支援
		③子育て家庭の応援
	(2) 高齢者のくらしの充実	①高齢者を支える制度の維持充実
		②生きがいづくりの推進と生活支援の充実
		③介護保険の充実
	(3) 障害者の豊かなくらしの支援	①支援体制の充実
		②自立した生活のための支援の充実
	(4) 住民の健康なくらし	①健康づくりの推進
		②疾病予防の充実
		③医療体制の充実

成果指標

節	施策の成果指標	現状値 (R1年)	目標値 (R6年)
ひとを 育てる	まちで策定する計画に基づく読書量を達成した児童生徒の割合（小学生 50 冊 / 年，中学生 30 冊 / 年）	小学生 97.9% 中学生 47.9% (H30 年)	小学生 100% 中学生 100%
	全国体力・運動能力・運動習慣等調査で基礎体力がある児童生徒の割合（一定以上（5 段階中 4 段階以上））	小学生 60.1% 中学生 70.5% (R1 年)	小学生 75% 中学生 75%
	各種講座受講者数	454 人	500 人
ひとを支え 見守る	結婚相談登録者数	39 人	59 人
	3歳児健診受診率	92.2% (H30 年)	100%
	要介護4以上の高齢者（率）	3.8%	3.8% (現状維持)
	障害福祉サービス利用者数	67 人	100 人
	健康診査の受診率	21.1% (H30 年)	26.1%

現況と課題

我が国では、現在、人口減少や少子高齢化が加速し、社会経済のグローバル化が急速に進展しています。それに伴い、ライフスタイルの多様化や家族構成の変化、人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の教育力が低下してきており、子供たちが家庭や地域との関わりの中で基本的な生活習慣や挨拶などを身につけることが十分に行われていなかったり、自主性・自立性が育成されていなかったりといった状況が見受けられます。

これからの学校教育においては、将来を担う子供たちを、個性や能力を発揮し活躍できる人材として育成していくことが求められており、そのためには、基礎的な学力、体力を身につけた上で、課題に対して自ら考え主体的に取り組む力や他者を思いやる心、コミュニケーション能力*を培っていくことが必要です。

本町では、少子高齢化の進行が深刻となっており、年少人口（0～14歳）は人口総数の1割を切っている状況です。（令和元年10月1日現在、茨城県常住人口調査四半期報）

公立小学校2校（五霞町立五霞東小学校、五霞町立五霞西小学校）、公立中学校1校（五霞町立五霞中学校）においても、年々児童生徒数が減少しており、令和元年5月1日現在の小学校児童数は346人で、特に低学年の児童数が減少しています。一方、中学校生徒は168人で、平成29年からは200人を下回り、減少が続いている状況です。平成28年度に小中一貫教育実施を目的とする義務教育学校が制度化されたことから、今後は、安全・安心に学べる教育環境の整備を含めた小・中学校のあり方についても検討を進めていく必要があります。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や、家庭環境、経済的状况等による貧困を原因とした教育格差への対応など、福祉部門と連携して取り組んでいく必要があります。

まちの将来を担う子供たちは、家庭だけでなく地域もその育成に関わっていくことが大切です。そのためには、親世代、祖父母世代が自ら学ぶ機会を提供し、多様化・高度化した学習ニーズに対応した、いつでもどこでも学べる住民の生涯学習を支援し、地域の教育力の向上を図る必要があります。

本町では「いきいき茨城ゆめ国体2019」において、デモンストレーションスポーツ*としてまちの史跡をめぐる文化とスポーツを融合させたウォーキングを開催しました。また、令和2年夏には「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」も開催されることから、今後も、住民がスポーツに親しむとともに、まちの文化財に触れる機会を充実し、次代へと伝統や地域文化を継承していく必要があります。



公立小・中学校の児童生徒数の推移（学年別）

各年5月1日現在

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年
小 学 校	1 学年（人）	67	71	58	53	42
	2 学年（人）	59	65	71	59	52
	3 学年（人）	61	60	66	67	59
	4 学年（人）	68	60	61	65	65
	5 学年（人）	58	68	61	62	66
	6 学年（人）	70	59	67	59	62
	合計（人）	383	383	384	365	346
中 学 校	1 学年（人）	60	67	55	61	52
	2 学年（人）	92	59	68	54	61
	3 学年（人）	84	92	61	68	55
	合計（人）	236	218	184	183	168

出典：学校基本調査結果報告書

生涯学習講座数・受講者数の推移

区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公民館	講座数	24	27	25	28	28
B&G海洋センター	講座数	10	10	12	11	11
合計講座数		34	37	37	39	39
公民館	受講者数（人）	252	296	270	244	278
	単発（人）	13	31	19	20	26
B&G海洋センター	受講者数（人）	124	204	205	170	116
合計受講者数（人）		389	531	494	434	420

出典：教育委員会

五霞町文化財一覧
県指定

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
1	史跡	穴薬師古墳	川妻	昭和46年3月29日
2	工芸	梵 鐘	山王山	昭和43年3月28日

町指定

番号	種別	名称	所在地	指定年月日
1	書跡	東昌寺由来記 1 巻	山王山	昭和56年5月29日
2	書跡	豊臣秀吉公の禁札 1 巻	山王山	昭和56年5月29日
3	書跡	古河公方義氏虎印 1 巻	小手指	昭和56年5月29日
4	書跡	北条氏照の高札 1 巻	小手指	昭和56年5月29日
5	書跡	永禄十二年使僧徳阿公用伝馬朱印状	小手指	昭和56年5月29日
6	工芸	東照神君檜御扇子	山王山	昭和56年5月29日
7	建造	山 門	山王山	平成2年9月11日

出典：教育委員会

第1節の取組方針

本町においては、これからもめまぐるしく変化しグローバル化が進む社会に適應できるよう、知・徳・体のバランスのとれた、新しい時代に活躍できる子供の育成を目指します。

少子化が進行する中、子供たちのより良い教育環境を確保するため、まちの小・中学校のあり方の検討を進めていきます。

すべての住民が自ら学び続けることができるよう、生涯学習体制の充実を図るとともに、気軽にスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。

まちの文化財や地域文化を継承していきます。

施策の基本方針

(1) 時代に対応した学校教育の推進

★①確かな学力・健やかな体・豊かな心の育成

- ・ 児童生徒一人一人に配慮しつつ個性を生かす教育を基本に、基礎的・基本的な学力の確実な習得と、豊かな感性を育む人間形成、健やかな体の育成を目指しながら、それぞれのバランスがとれた教育を推進します。
- ・ 新学習指導要領を着実に実施するとともに、全国学力・学習状況調査の結果を活用して教育施策・指導の改善・充実を図り、児童生徒の確かな学力を育成します。
- ・ 道德教育の推進や様々な体験活動、読書活動の充実を図り、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を育成します。
- ・ 健康の保持増進や薬物乱用防止教育等の保健体育の教科学習、学校における体育活動を通じてスポーツをする楽しさに気づくことなど、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成します。
- ・ 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、各教科を通じた食育と学校給食を活用した実践的な指導を行います。
- ・ 子供たちの年齢に応じた活動や教育が行われるように、町内の認定こども園における幼児の教育環境及び教育内容の向上の促進に努めます。
- ・ 幼児と児童の交流や教諭等の合同研修などを実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、小・中学校間の連携による一貫教育の取組を推進します。



②新しい時代に活躍する人材の育成

- ・各教科の指導において、ICT*機器を積極的に活用し、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラルについての教育も推進します。
- ・コンピュータに意図した処理を指示することを体験するプログラミング学習*を行うことで、論理的に考える力を育成します。
- ・小学生からの外国語教育の強化を図るとともに、地域の伝統・文化を学ぶことを通して異文化への理解を深め、将来グローバルに活躍する人材を育成します。

③社会的自立を促す体験学習の推進

- ・職場見学・職場体験を取り入れたキャリア教育*を推進し、職業的自立に向けた能力・態度を育成します。
- ・ボランティア活動や人権教育を通じて、地域社会の一員として自立を促します。

(2) 学校教育推進のための基盤づくり

①持続可能な教育体制の確立

- ・教員、事務職員、スクールカウンセラー*等の多様な人材が連携・分担し、子供たちに必要な資質・能力を身につけさせることができるチームとしての学校の実現に取り組み、指導体制・指導環境の整備に努めます。
- ・研修等の充実により教職員の資質能力の向上を図り、児童生徒の新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、授業の工夫・改善を重ね、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組みます。
- ・いじめや不登校対策については、子供たちや保護者が持つ悩みや心配事に迅速かつ的確に対応し、学校、教育委員会、関係機関が連携し、相談・指導体制の充実に努め、子供たちの健やかな成長を支援します。



★②安全・安心な教育環境の確保

- ・登下校時や校内において児童生徒が安全に過ごす環境づくりに取り組むなど、安全性を確保した教育環境の構築を図ります。
- ・子供たちが安全で快適な学校生活が送れるよう、教材等の教育環境や教育施設の老朽化対策等整備充実を計画的に行っていきます。
- ・子供たちが同年代の多くの仲間との交流や切磋琢磨を通して成長できるよう、小・中学校を通した一貫教育を推進するとともに、小学校の統合を検討していきます。

③多様なニーズに対応した教育の支援

- ・経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対する援助を行うとともに、高等学校等への進学が困難な人への経済的な支援の検討を行います。
- ・障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に十分な教育を受けられるよう教育システムを構築し、子供のニーズに応じて多様で柔軟な仕組みを整備します。
- ・外国の国籍を有する児童生徒、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援や学習機会の確保に努めます。

(3) 生涯学習の充実と豊かな歴史文化の継承

★①家庭・地域の教育力の向上

- ・社会性や人間性豊かな子供たちの育成を図るため、学校・家庭・地域や保護者間の連携を強化しながら、家庭教育学級の内容の充実に努めます。
- ・青少年自身が、多様な交流や自主的活動を通じ積極的に地域社会活動に参加しながら、自立心や協調性、社会性などを身につけられるよう、家庭・学校・地域が連携しながら支援していきます。
- ・ボランティア等の地域活動などを通じて、まちの将来を担うリーダーの育成を図ります。
- ・家庭・学校・地域・行政・警察が一体となって、青少年に有害な図書やインターネット情報等を排除する環境浄化活動や、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止などの啓発・教育活動、青少年への声かけや地域でのあいさつ運動の実施など青少年の健全育成活動に努めます。

★②生涯学習の充実

- ・社会環境や住民の生活スタイルの変化等により多様化する学習ニーズに応えるため、地域・学校・行政が一体となった生涯学習体制の確立を目指します。
- ・住民の多様なニーズに即した様々な講座・教室の開設と内容の充実を図りながら、生涯学習に関する情報提供の充実に努めます。
- ・高齢者がタブレット端末*やスマートフォンを活用できるよう、ICT*関連の入門講座などの充実を図ります。
- ・生涯学習活動団体の主体的な活動の支援を行うとともに、これまでの学習の知識・技能や経験を生かし、生涯学習活動の担い手となる人材の発掘やリーダーの育成を行います。
- ・中央公民館など各種生涯学習施設の適切な管理運営と学習施設の機能の充実に努めながら、住民が自ら行う生涯学習の拠点として学習環境の充実を図ります。
- ・県立図書館などの関係機関と連携を図りながら、利用しやすい環境づくりに努めます。

③文化・芸術・スポーツ活動の充実

- ・子供たちが郷土への誇りと愛着を持てるよう、地域と協力し郷土芸能の保護に努めるとともに、地域のイベント等への参加を通じ後継者として育成し、地域文化を伝承していきます。
- ・住民が健康増進と生きがいづくりのために生涯スポーツ活動に取り組むことができるよう、また、障害者スポーツなどの情報発信に努め、誰もが気軽に、スポーツに親しめる環境づくりを推進していきます。
- ・住民が様々なスポーツに取り組めるよう、活動や練習場所の確保などを支援します。
- ・学校体育施設を積極的に開放し、地域に開かれた施設環境を進めます。
- ・スポーツを通じた交流や団体及びリーダー・指導者の育成・支援を進めます。
- ・B&G 海洋センターや既存施設を有効活用するため修繕等を計画的に推進し、諸施設の効率的な維持管理に努めます。

★④文化財の保護・活用

- ・発掘された埋蔵文化財の保護・記録保存や文化財保護のため、県・町指定文化財の保護に努め、文化財の収蔵及び展示施設についての検討を行います。
- ・現存する歴史的資料等の保存・整理を行い、新出文書等の掘り起こしや町内の文化財調査を推進します。
- ・歴史講座の開設やまちのホームページに文化財を掲載するなど、住民が文化財や歴史資料等に触れる機会を提供します。



現況と課題

働く女性の増加やライフスタイルの多様化により、晩婚化が進み少子化の一因ともなっていることから、本町では周辺自治体と連携した結婚支援に取り組み、結婚から子育てに至るまでの一貫した支援の充実を図ってきました。

また、子供を取り巻く環境も大きく変化しており、核家族化で孤立した母親は子育てに不安や悩みを抱え、子供は本来家庭で身につけるべき基本的な生活習慣を習得できていないなどの課題を解決するため、国においては平成24年「子ども・子育て関連3法*」を制定し、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進する取組を進めてきました。

現在、本町には、私立の認定こども園が2園開設しており、0歳児から就学前までの幼児教育・保育を実施しています。また、「五霞町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者のニーズに応じた地域子育て支援事業を展開しています。今後も、子育て家庭のニーズの把握に努め、子育て支援の更なる充実を図ることが重要です。

本町の高齢化の進行は加速し、老年人口（65歳以上）割合は33.3%で、茨城県の29.3%を上回っている状況です。（令和元年10月1日現在、茨城県常住人口調査）このような急激な高齢化に対応するため、まちでは団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年を見据えた「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の第7期計画（平成30～令和2年度）を策定し、地域で支え合う健康で安心して生活できるまちづくりを推進しています。これから高齢化率の増加に向けて、まちの高齢者が元気でいきいきと活動できるよう支援に努めるとともに、介護が必要となった場合でも可能な限り地域で安心して生活できるようなサポート体制を整えていく必要があります。

また、障害のある方の高齢化や障害の重度化・重複化も進んでおり、社会的ストレスの増大等に伴い、精神障害者のみならず、多種多様な心の病がある人が増加する傾向にあります。

こうした状況の中、本町では、平成27年に「第2次五霞町障害者計画」を策定し、計画に基づいた各種施策を展開しています。今後も、障害のある方を個人として尊重するとともに、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、総合的に施策を展開していく必要があります。

国においては、生活習慣病の発症や重症化の予防対策、身体・心の健康の保持・向上、健全な食生活など、健やかで心豊かに生活し健康の増進を推進していくための国民健康づくり運動*を展開しています。本町においても、健康寿命の延伸を図り、住民一人一人が健康で幸せな生涯を送れるようニーズに応じた総合的な保健・医療体制の充実を図ることが大切です。

一方、医療については、町内に立地する一般診療所（2か所）及び歯科医院（2か所）、近隣に立地する総合病院等によって成り立っています。休日・夜間の救急医療について、茨城西南地方広域市町村圏事務組合（古河市、下妻市、坂東市、常総市、八千代町、五霞町、境町）で運営を行っており、7医療機関（小児は4医療機関）において対応しています。

今後も健康づくりについては、住民一人一人が健康の重要性を理解し、自らの健康管理、生活習慣の改善に取り組んでいけるよう、保健・医療・福祉機関それぞれの特性を生かしつつ、継続して支援していくことが大切です。また、急病の際の医療体制の充実や身近で診察・相談が受けられる地域医療の更なる充実が求められています。

要介護・要支援認定者数の推移

各年度末現在

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1（人）	20	21	10	16	26
要支援2（人）	54	58	52	47	56
要介護1（人）	75	86	64	71	66
要介護2（人）	66	90	86	79	68
要介護3（人）	46	58	65	58	63
要介護4（人）	50	45	56	61	52
要介護5（人）	38	39	46	44	51
第1号被保険者 合計（人）	349	397	379	376	382
認定率（％）	14.55	15.75	14.56	14.06	13.82
第2号被保険者（人）	28	21	30	31	24
合計（人）	377	418	409	407	406

出典：健康福祉課

各種手帳所持者等の推移

各年度末現在

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障害者手帳保持者数（人）	278	286	301	305	325
療育手帳保持者数（人）	63	63	67	68	68
精神障害者保健福祉手帳保持者数（人）	49	61	62	53	55
難病等を患っている人（指定難病特定医療費受給者証所持者）（人）	43	44	51	53	64

出典：健康福祉課

がん検診受診率の推移

区分 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
肺がん（％）	39.8	38.2	39.6	29.2	36.0
胃がん（％）	23.5	21.1	21.8	15.3	18.2
大腸がん（％）	38.2	37.9	38.9	30.7	36.1
子宮がん（％）	38.1	32.8	35.0	27.9	30.7
乳がん（％）	66.8	55.3	49.8	44.4	42.0

出典：健康福祉課

特定健康診査・健康診査受診率の推移

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国民健康保険（％）	35.0	35.4	36.6	38.7	35.7
後期高齢者医療（％）	15.0	17.2	19.3	21.1	21.1

出典：町民税務課

第2節の取組方針

核家族化やコミュニティの希薄化により孤立することが多い今の子育て世代を、まち全体で見守り、支援します。また、妊娠から出産、乳幼児を通した母子の健康を確保します。

高齢化が進む本町でこれからも増加する高齢者が、健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援していきます。

障害のある方が自立した生活が送れるよう、個々の状況に応じた支援を推進するとともに、地域住民、関係機関、まちが連携して支えていく体制を確保していきます。

増加する生活習慣病やがん疾患の早期発見・早期治療を目指すとともに、住民が地域で診察・相談が受けられる「かかりつけ医・かかりつけ薬局（薬剤師）＊」の普及・定着を推進します。

施策の基本方針

（Ⅰ）子育て世代のくらしの充実

①結婚・出産・子育てスタートの支援

- ・結婚・妊娠・出産・子育てまでの一貫した支援を総合的に行っていくため、住民・活動団体・事業者・行政などの連携により、ライフステージ*に応じた情報提供や交流の場づくり、総合的な相談窓口の充実を図ります。
- ・茨城県や周辺自治体などと広域的に連携し、町内の活動団体、事業者、住民を巻き込み、結婚のきっかけとなる出会いの場の提供や結婚に向けた相談に対する支援を推進します。
- ・お父さん、お母さんが出産後に不安なく子育てができるよう支援の充実を図ります。
- ・新しい住民となるお子さんの誕生や学校入学などの節目を支援します。

★②母子の健康への支援

- ・一人一人の子供の健やかな育ちを支援するため、各種健康診査、予防接種、訪問指導、育児相談など、各種母子保健事業を推進します。
- ・妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、保健指導を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを設置します。

③子育て家庭の応援

- ・「五霞町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、町内の認定こども園等幼児教育・保育施設と連携しながら、多様な子育てニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- ・子育て支援センターや児童館を活用し、子育てに関する情報の提供や相談、ふれあいの場の提供、子育て親子の仲間づくりを推進し、地域が一体となって、子供たちを温かく見守り育てていく環境づくりを進めます。
- ・ひとり親家庭の自立支援を図るため、生活、就労・就学の面における各種支援策や相談体制の充実を図ります。
- ・関係機関や団体等と連携しながら虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ・小児がいる家庭、ひとり親家庭、妊娠されている方に対し、医療費における経済的負担を軽減します。

(2) 高齢者のくらしの充実

① 高齢者を支える制度の維持充実

- ・「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、計画の進行管理を図りながら、効果的・効率的な高齢者福祉サービスの提供に努めます。
- ・様々な状況にある高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括ケアシステム*の構築を図ります。
- ・環境上又は経済的な理由等により自宅での養護が困難で入所が必要であると判断された高齢者は養護老人ホームへ入所していただき、心身の健康保持と生活の安定を図ります。

★② 生きがいのづくりの推進と生活支援の充実

- ・高齢者がいきいきと活気あふれた生活を送れるよう、各種講座の開催や多様な活動機会の充実を図るとともに、活動拠点である公共施設の維持管理に努め、高齢者の生きがいのづくりを支援します。
- ・生涯学習やスポーツ・レクリエーション*活動、ボランティア、就労など、高齢者の知識や経験を生かした社会参加・地域貢献活動を支援します。
- ・地域ケアシステムにより高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援するとともに、地域住民の参加と協力を得ながら、日常生活を見守り、支える仕組みづくりの充実を図ります。
- ・要介護認定を受けた高齢者を在宅で介護している介護者に対しての家族介護教室や健康相談を実施し精神的負担の軽減を図ります。
- ・公共施設や道路等のバリアフリー*だけでなく、社会参加や情報、人々の意識などあらゆる分野でより一層のバリアフリー*を推進するとともに、交通弱者*である高齢者の移動手段の確保に努めます。

③ 介護保険の充実

- ・増加する介護保険サービス利用者に対応するため、居宅サービスや地域密着型サービスの充実を図ります。
- ・高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる「五霞町地域包括支援センター*」を中心に、地域の実情に応じて一人一人の多様なニーズに対応していきます。
- ・支援を要する人の把握に努めるとともに、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発のため講演会、介護予防教室等を開催します。
- ・介護予防に関わる人材や活動団体を育成し、介護予防の取組や活動を支援します。
- ・医療と介護の両方を必要とする高齢者を支援するため、在宅医療と介護の連携を図り、一体的なサービス提供を推進します。
- ・まちや社会福祉協議会等が実施する公的な福祉サービス、民間企業のサービス、地域の支え合いで行われているサービスなど、各実施主体の連携や情報共有を図り、高齢者の生活支援の基盤整備を推進します。
- ・認知症の初期段階から専門職で構成されたチームによる支援を行うとともに、住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう認知症地域支援推進員*を配置し、医療機関、介護サービス事業所、地域の支援機関等と連携し支えていきます。

(3) 障害者の豊かなくらしの支援

★①支援体制の充実

- ・「五霞町障害者計画」に基づき、障害のある方ができる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、福祉事業所等の関係機関との連携強化を図りながら、相談業務の充実やきめ細かな情報提供を行います。
- ・障害福祉に関わる各種情報の提供に努め、講演会や体験学習、ボランティア活動を通して障害に対する理解を促進します。
- ・一人一人の状況に応じた制度やサービスの情報を提供するとともに、十分な自己決定や意思表示が困難な人の権利擁護を推進し、障害のある方の相談に総合的に応じられる体制を強化します。
- ・障害のある未就学児の個々の状況に応じた教育・保育が進められるよう、医療機関、保健所、児童相談所、関係機関等との連携体制を整備します。
- ・妊婦や乳幼児健診等の各種健康診査や健康相談を通じ、障害の早期発見に努め、早期療育へとつなげます。
- ・災害時に迅速に対応できるよう援護を必要とする障害のある方を把握し、災害時要援護者台帳管理システムを構築します。
- ・支援が必要な方に対しては、地域住民と協力し日常的に見守り活動が実施されるシステムの構築に努めます。
- ・障害者手帳を持っている方、療育手帳を持っている方、障害者年金受給者の方を対象として医療費における経済的負担を軽減します。

②自立した生活のための支援の充実

- ・障害のある方の在宅生活と介護者を支えるため、障害特性に応じたサービスや施設への短期入所や日中の預かりの充実を図ります。
- ・障害のある方が、意欲や適正、能力に応じて就労できるよう、企業や事業所等に障害者を雇用したときの各種助成制度等の周知を図るとともに、ハローワーク*古河等と連携し、情報の提供や雇用、就労を支援します。
- ・障害のため一般就労が困難な方に対して、就労に必要な能力向上等の訓練を行う事業や多様な働き方を選択できる環境整備を支援します。

(4) 住民の健康なくらし

★①健康づくりの推進

- ・住民が生涯にわたって健康に暮らすことを目指すため、「五霞町健康づくり計画」に基づき、ライフステージ*に応じた住民の健康づくり活動への支援を総合的に展開します。
- ・食生活改善推進員*及び健康づくり協力員*の育成など地域ぐるみの健康づくり体制を構築していきます。
- ・広報・啓発活動の推進や教室・講座の開催、健康診査や各種がん検診などを通じて、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。

★②疾病予防の充実

- ・乳幼児期からの感染症予防のために、感染症と予防接種について正しい知識の普及を行い、接種率の向上に努めます。
- ・関係機関との連携のもと、感染症に関する正しい知識の普及を行いながら、感染症の発生・蔓延防止に努めます。
- ・国が定めた高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン*に沿った取組を推進します。
- ・「五霞町国民健康保険保健事業総合計画」に基づき、まちでは生活習慣病予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導*を受診しやすい環境づくりに努めます。
- ・特定健康診査のデータ活用を進め、保健師や管理栄養士が連携し、疾病予防の充実を図ります。

★③医療体制の充実

- ・医療ニーズの高度化や救急・休日・夜間の医療ニーズに対応できるよう、関係医療機関と連携を密にしながら、地域医療体制の整備・充実に努めます。
- ・茨城県救急医療情報システムや救急の電話相談について、緊急時に使えるようわかりやすい情報発信に努めます。
- ・医療機関に関する情報提供を充実させながら、身近な地域で気軽に相談や診察などが受けられる「かかりつけ医*」や「かかりつけ薬局（薬剤師）*」の普及・定着を推進します。





第3章 まちのしくみづくり

ー ソーシャルデザイン ー

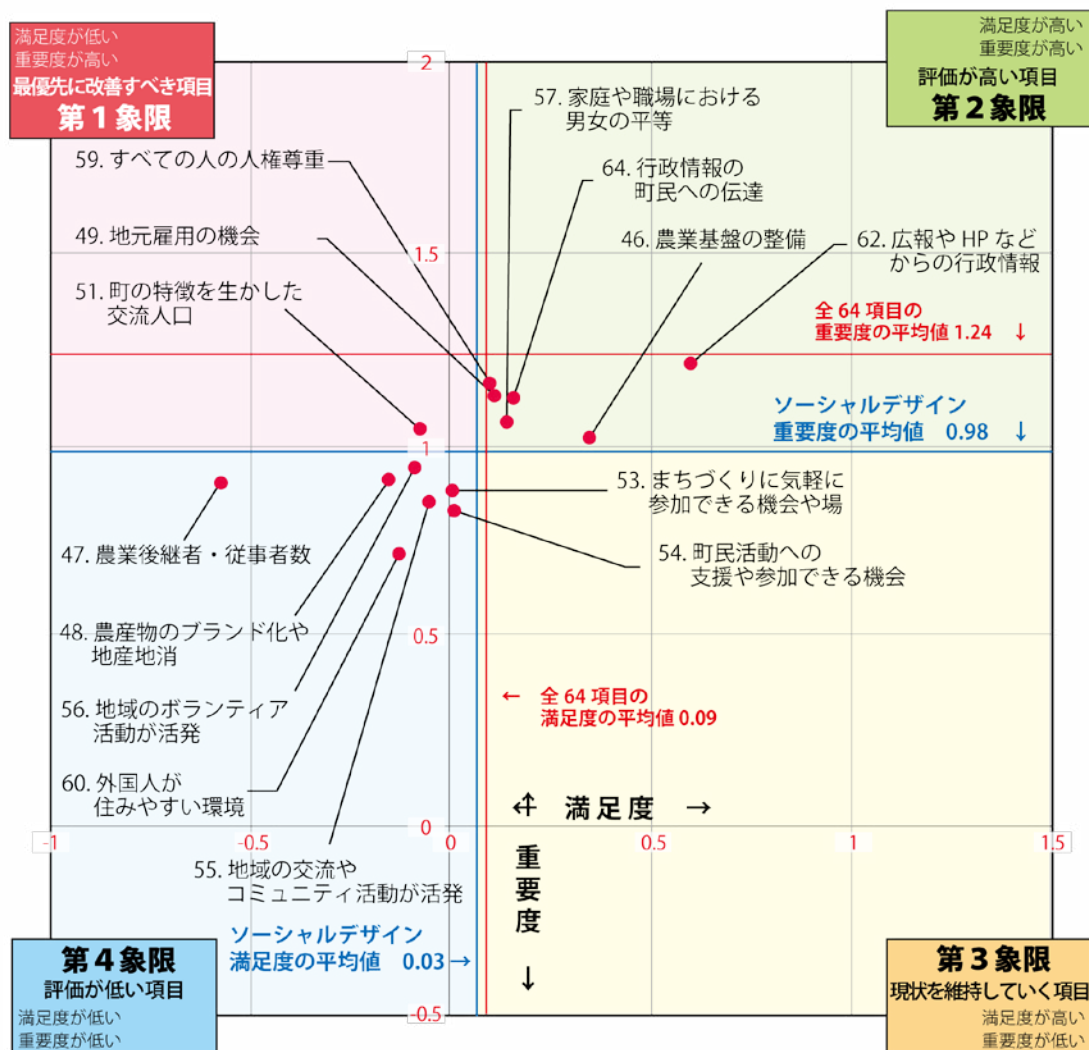
第4編 第I期基本計画 用語解説 第3章 まちのしくみづくり

ページ	用語	解説
89,91	同和問題	日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題をいう。
89	LGBT・性的マイノリティ	性的マイノリティは、何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。LGBTはレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとった単語であり、性的マイノリティを表す言葉の1つである。
89,92	SNS	インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのことをいう。
91	女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2016年4月1日施行）。女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とした法律。施行から10年間の時限立法となっている。
92,97	ネットワーク	「網（net）」という意味の英単語を語源とし、人間関係の広がりや、組織や集団、拠点などの間の繋がりがりや体系、交通機関や道路等の地理的な構造などを総称したものである。
92	コーディネーター	物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人のことをいう。
92	ツイッター	インターネット上で、不特定多数の人に向けて短文を発信したり、また他の人の投稿を読んだりすることができるサービス。米国オプビアス（現ツイッター）社が2006年にサービスを開始した。
92	フェイスブック	米国の代表的なSNSの一つ。また、そのサービスを運営する企業。2004年、ハーバード大学の学生向けサービスとして始まった。2008年より日本語版サービスを開始した。
93,95	ハローワーク	公共職業安定所の愛称である。
93	サイクリングロード	主に自転車のみを通行させるために独立して設けられる道路のことをいう。
96,97	グリーン・ツーリズム	農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動のことをいう。
97	6次産業	農林水産業・畜産業などの「第1次産業」に携わる農家が、食品の加工から販売まで手がけることで、第1次産業、第2次産業、第3次産業まで一貫して携わることをいう。
97	ふるさと納税	納税者が自分で選んだ自治体に寄付した場合に、所定の自己負担額を除く全額が所得税および住民税から控除される制度で、平成20年度（2008年度）から導入している。
97	人・農地プラン	農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表する計画のことをいう。

第3章 まちのしくみづくり –ソーシャルデザイン–

ソーシャルデザインに関わる施策の満足度と重要度（住民意向調査からのCS分析）

- 最優先に改善すべき項目（第1象限）は、「町の特徴を生かした交流人口」の1項目で、『観光』に関する施策については、今後強化していく必要があります。
- 評価が高い項目（第2象限）については、「すべての人の人権尊重」、「家庭や職場において男女の平等」などの『人権』や『男女共同参画』についての施策や、「行政情報の町民への伝達」、「広報やHPなどからの行政情報」などの『行政の広報』関係の施策となっています。
- 評価が低い項目（第4象限）は、「地域の交流やコミュニティ活動が活発」、「町民活動への支援や参加できる機会」などの『地域活動』や『町民活動』に関する施策、さらに、「外国人が住みやすい環境」も入っており、『多文化共生』についても、今後の課題となっています。また、農業については評価が低い項目（第4象限）が多い結果となりましたが、農業の「基盤」の面では評価が高くなっています。



【CS分析】平成30年12月に実施した住民意向調査で、五霞町内で日常生活を送る上で64項目の施策について「どのように感じているか（満足度）」と「将来の重要度」について5段階評価の結果について、「2点」から「-2点」でポイント化し各項目の平均値を算出し、プロットした分布図として表現しました。

計画体系

節【施策】	項【施策の基本方針】	目
1 まちのわ（輪・和）	(1) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	①人権・男女共同参画意識の高揚
		②暮らしやすさを守る仕組みの充実
	(2) 住民同士・行政と住民との協力関係の充実	①地域コミュニティ活動や地域の交流の場の充実
		②住民とともに進めるまちづくり
2 まちの活力	(1) 地域の内外で連携するまちづくり	①地域福祉を進める体制の充実
		②地域福祉を支援する制度や仕組みの充実
		③仕事の機会充実への支援
		④地域間交流の推進
	(2) まちの農商工活性化	①農業の活性化
		②まちの商工業の活性化

成果指標

節	施策の成果指標	現状値 (R1 年)	目標値 (R6 年)
まちのわ (輪・和)	人権講演会等の参加者数	300 人	330 人
	公募委員が 10%以上の審議会の割合	3 会議	5 会議
まちの活力	観光入込客数	816,700 人 (H30 年)	830,000 人
	6次産業化事業者数	2 人	5 人
	工業クラブに加盟する五霞町在住の就業者の割合	8.8%	10.0%



現況と課題

人権の尊重は国民の権利であり、国際社会における基本原則です。しかし、依然として女性、子供、高齢者、障害のある方、同和問題*、外国人などに対する様々な人権問題が存在しているとともに、家庭での児童虐待、いじめや不登校、インターネットによる人権侵害やLGBT等の性的マイノリティ*に対する偏見なども社会問題となっています。また、社会環境が成熟し、一人一人の価値観やニーズが多様化している中、家庭や地域、社会の中において性別による固定的役割分担意識に関する問題が依然として残っています。このため、本町では、各種啓発活動を通じて住民一人一人の人権意識・男女共同参画意識の高揚に努めていますが、より効果的な活動に取り組み、誰もが暮らしやすい社会環境を構築していく必要があります。

また、地域社会に目を向けると、地域活動の担い手の高齢化や住民間のつながりの希薄化、地域課題の複雑化など様々な問題が生じています。しかし、行政任せではなく自ら課題に取り組む住民や団体等も増えており、住民と行政が協力してまちづくりを進める「協働」の動きがみられています。

このような中、本町では、行政区ごとに組織された住民自治組織が中心となり、地域コミュニティ活動が行われてきました。また、伝統文化・芸術・スポーツ団体や福祉・教育活動など、特定の目的や分野に応じて組織された活動団体等によるコミュニティ活動も増えてきています。

しかし、担い手の高齢化やつながりの希薄化は顕著であり、形成された団体同士の連携も乏しく、それぞれの活動内容がわからないという現状があるため、地域社会の課題に対して住民一人一人が主体的に取り組む意識の醸成や地域人材の育成・養成・確保、各団体同士の情報共有・把握や積極的な周知等に努めていく必要があります。

町政運営に当たっては、「協働」によるまちづくりの推進が重要であり、住民の参画が不可欠です。そのためには、住民意見を広く聴き、行政に関心を持ってもらうため適宜必要な情報を提供していく必要があります。

本町においては、住民の町政への参画促進のため、行政懇談会やパブリックコメント等様々な機会を設けて意見を収集・把握し、町政への反映に努めています。また、町政情報は現在広報紙やホームページ、SNS*等において発信していますが、情報の取得には偏りがあり、一部の人にしか届いておらず、より効果的な発信をしていくことが重要です。

今後はさらに開かれた町政の実現を目指し、誰もが参画できるよう、あらゆる情報媒体を積極的に活用しながら、広報・広聴の取組を充実させる必要があります。

また、今後は「協働」からさらに一歩進み、住民と行政だけではなく企業や各種団体等が相互に助け合いながら新たなまちの魅力や地域の価値を高め、まちの未来と一緒に創り上げる「協創」によるまちづくりを目指していくことが大切です。

外国人登録者数の推移

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者数（人）	144	121	145	159	179
世帯数（世帯）	103	81	97	112	128

出典：町民税務課

行政組合加入率・世帯数の推移

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
加入率（％）	61.73	60.68	61.53	60.55	59.66
世帯数（戸）	3,031	3,034	2,958	2,971	2,980

出典：総務課

民生委員・児童委員の活動日数（委員数 20名）

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間活動日数（日）	1,970	1,899	2,157	2,202	2,324
1人当たり 活動日数（日/人）	98.5	94.95	107.85	110.1	116.2

出典：健康福祉課

ホームページアクセス数（pv）

区分 \ 年度	インプレッション数（pv）	スマホ（pv）
平成26年度	462,992pv	8,487pv
平成27年度	518,505pv	15,065pv
平成28年度	520,299pv	18,486pv
平成29年度	526,507pv	21,765pv
平成30年度	646,580pv	46,131pv

出典：総務課

第1節の取組方針

性別や立場に関わりなく、すべての人が一人の住民として尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる、誰もが安心して働き・暮らせるまちを目指します。

地域の課題に対し、住民一人一人が主体的に取り組んでいけるよう意識の醸成を図るとともに、地域活動の人材の育成等に努めます。さらに、活動団体同士の連携強化を図ります。

より開かれた町政の実現を目指し、効果的な広報を推進していきます。引き続き、行政懇談会などを通じて課題、意見・要望などの把握に努めます。

住民、行政、企業等が相互に助け合いながら、まちの輪となり未来を一緒に創り上げていく「協創」のまちづくりを目指します。

施策の基本方針

(1) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

①人権・男女共同参画意識の高揚

- ・講演会・講座の開催や研修の実施など、あらゆる学習機会を通して人権感覚や人権意識、人権課題に対する正しい理解と認識を醸成します。
- ・国・県・学校・民間団体などとの連携のもと、人権に関する効果的な啓発活動を推進します。
- ・男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。
- ・「五霞町男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画に向けた施策を総合的に推進するとともに、男女共同参画意識の啓発や学習支援、広報活動を推進します。
- ・リーフレット等を作成し、町内の事業主や労働者等に対し、仕事と家庭の両立に対する理解の促進に努めるとともに、町内事業所への「女性活躍推進法*」の周知や啓発を図ります。

★②暮らしやすさを守る仕組みの充実

- ・人が暮らしやすい地域づくりを目指すため、関係機関と連携を図りながら、相談体制や支援体制の充実を図ります。
- ・地域住民に対し、福祉の向上と人権・同和問題*に関する理解を深めるためのまちづくり拠点施設として、啓発、住民交流等の事業推進を図ります。
- ・町内に在住・在勤する外国人の暮らしやすい環境づくりを進めます。

(2) 住民同士・行政と住民との協力関係の充実

①地域コミュニティ活動や地域の交流の場の充実

- ・地域の課題を地域自ら解決できる住民自治の地域づくり，地域主導のまちづくりを進めるため，住民のコミュニティ意識を高めます。
- ・行政区ごとに活動する地縁型の地域コミュニティ組織の活動支援に努めます。
- ・分野ごとに活動する目的型の団体・コミュニティ組織の形成及び活動支援に努めます。
- ・地域コミュニティ組織や目的型の活動団体等の相互ネットワーク*化の充実に努めます。
- ・公共施設等において，地域コミュニティ活動拠点や交流の場としての機能の充実に図ります。

★②住民とともに進めるまちづくり

- ・「協創」のまちづくりを推進するため，住民がまちづくり活動に参画する機会の充実に図ります。
- ・地域住民における主体的・自主的な地域づくりの取組を担う人材の育成を図るため，組織の核となるボランティアリーダーやコーディネーター*の育成の充実に努めます。
- ・ボランティア団体など多様なまちづくり活動に対応できる組織体制の確立を図るため，活動組織の相互の交流と連携を深め，活動が活性化されるようネットワーク*の形成を支援します。
- ・地域における人材育成や人的資源を活用するための仕組みづくりを進めるとともに，自立した地域活動へと発展させていくための環境づくりに取り組みます。
- ・より開かれた町議会を目指し，まちのホームページへの議会スケジュールや審議内容の掲載，委員会の傍聴や土・日の議会開催等，情報公開の手段を検討します。
- ・住民の声を行政運営に積極的に反映するため，行政懇談会を始め，各種審議会や委員会の開催，パブリックコメントの実施など，様々な機会を通じて住民ニーズを的確に把握するよう努めます。
- ・情報提供を徹底し，住民と行政との情報の共有化を図ります。
- ・行政情報の正確な伝達や住民の五感への愛着や誇りを育むため，広報紙やホームページ，SNS*（ツイッター*，フェイスブック*，メール配信など）などを通じて的確かつ迅速にわかりやすい情報の提供に努めます。



現況と課題

住み慣れた地域で誰もが安心して幸せに暮らし続けるためには、行政だけではなく、住民と地域が協力し、互いに助け合い、支え合い、協力することが大切です。本町では、五霞町地域ケアシステムを推進し、各種団体と連携しながら地域の方へ必要な見守りの実施、支援に努めています。今後も、福祉団体等やボランティア活動団体の力をさらに生かしながら、個々の地域の実情にあった地域福祉の仕組みを整えていく必要があります。

社会の変化とともに結婚への価値観や雇用形態の多様化が進み、自由なライフスタイルの選択が可能になった一方で、格差を生むことにもつながるなど、これまでになかった課題を生み出しています。また、雇用支援に関してはハローワーク*と連携した取組を行っています。今後も変化していく社会の中、公共としての役割を踏まえつつ、住民が幸せに暮らしていけるための支援体制の更なる充実を図っていく必要があります。

観光について、本町は権現堂調節池等の水辺空間や童夢公園周辺の公園など水と緑にあふれた豊かな自然環境や東昌寺や穴薬師古墳など歴史を感じる文化財など、魅力ある地域資源を数多く有しています。また、県境には広域的なサイクリングロード*も整備され、新たな地域資源としての活用が期待できるところです。まちの観光入込客数は増加傾向にありますが、五霞インターチェンジによる広域的な交通利便性を生かし、さらに多くの人が訪れるまちを目指していくことが大切です。町内に点在する地域資源をバランスよく活用しながら、自らのまちの価値や魅力を正しく認識し、より一層の魅力向上に努めるとともに、幅広い地域との交流の促進につなげ、効果的な観光情報の発信に努めていく必要があります。

四方を河川に囲まれた肥沃な土地条件を有する本町では、昔から“米づくり”や“野菜づくり”が主な基幹産業として重要な役割を果たしてきました。近年、農業従事者の高齢化や農業就業人口の減少などにより農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、今後も各関係機関と連携・協力し農業後継者の育成・確保を図るとともに、意欲ある農業者への農地集積・集約化を進めていく必要があります。さらに、道の駅ごかの農産物直売所を拠点に、新しい農業への展開を図るなど、収益性の高い農業の推進に取り組む必要があります。

工業について、本町では権現堂川及び中川沿いの川妻地区や大崎地区を始め、元栗橋押出地区、土与部地区、江川地区などを中心に工業団地の造成を行い、積極的に工場誘致を行ってきました。既存の工業団地においては、ほぼ立地が完了し、多くの優良企業が操業しています。今後は、既存企業に対するニーズに応じた優遇措置、資金調達の円滑化などを行う必要があります。

商業については、一部市街地内や幹線道路の沿線に複数の中小商店が見られるものの、消費者ニーズに対応した商店街の形成には至っていません。消費者は町外へ流出している状況にあり、活性化のための有効な対応策が求められています。今後、首都圏中央連絡自動車道五霞インターチェンジ周辺地域の開発に伴い商業、工業、流通など様々な企業の誘致を推進するとともに、新たな商業振興のあり方等について検討を進めていく必要があります。

道の駅ご来店客数（レジ通過者）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
781,038人	805,498人	810,645人	806,188人	807,515人

出典：産業課

道の駅ごかへの農産物出荷者数（町内）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
114人	110人	103人	105人	103人

出典：産業課

観光入込客数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
798,600人	807,800人	809,600人	816,700人

出典：茨城県観光客動態調査（平成26年該当データなし）



第2節の取組方針

あらゆる人々が互いに助け合い、支え合い、協力しあえるまちを目指し、行政の力だけではなく民間の福祉団体や福祉ボランティアと連携した地域福祉活動をより一層促進していきます。

雇用に関しては、公共としての役割を踏まえつつ、住民が幸せに暮らしていけるための支援体制の更なる充実を図っていく必要があります。

観光においては、町内の地域資源を活用しながらイベントを開催するなど、町内外の交流の促進につなげるとともに、効果的な観光情報の発信に努めます。

持続的な農業を実現するため、農業後継者の育成・確保を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を進めていきます。さらに、時代の変化に対応した新しい農業への展開を図ります。

商業においては、様々な企業の誘致を推進し、新たな商業振興のあり方等について検討を進めます。

まちを構成する様々な分野において、バランスをとりながら効果的な施策を推進し、まちの活性化に努めていきます。

施策の基本方針

(1) 地域の内外で連携するまちづくり

★①地域福祉を進める体制の充実

- ・福祉サービスの利便性の向上や充実を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築するため、「第2次五霞町地域福祉計画」に基づき、各種福祉サービスの提供を図ります。
- ・地域福祉活動の中核的機関となる社会福祉協議会の活動の活性化を支援しながら、地域に根ざした福祉サービスの向上を図ります。
- ・社会福祉協議会と連携しながら、民生委員児童委員、ボランティア団体、各種福祉団体等の活動・育成支援を行い、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。

②地域福祉を支援する制度や仕組みの充実

- ・地域ケアシステムの充実など地域ぐるみの取組に努め、地域福祉の充実に努めます。
- ・地域福祉活動を推進するため、社会福祉関係団体やボランティアの活動の拠点となる福祉センター「ひばりの里」を積極的に活用していきます。
- ・誰もが安心して、安定した生活を送ることができるよう、生活保護法に基づき必要な保護を行うとともに、ハローワーク*や社会福祉協議会などと連携しながら、生活や就労の助言・指導等を行い、自立を支援します。
- ・「貧困の連鎖」を防ぎ、子供の明るい未来をサポートするため、生活困窮世帯の子供に対する学習支援を行います。

★③仕事の機会充実への支援

- ・町内企業との連携強化により、常に最新の情報の掌握に努め、地元雇用拡大を図ります。
- ・ハローワーク*を始めとする関係機関との連携による就職情報の提供などを通じて、地元雇用の確保、促進に努め、雇用環境の整備・充実を図ります。

④地域間交流の推進

- ・緑地や水辺等の自然環境や歴史・文化的資産などのまちの観光資源を生かした新たなイベントの企画を推進します。
- ・町内の伝統行事の活性化と保存に努めるとともに新たな観光資源として活用できるように努め、町内の観光資源の掘り起こしを促進します。
- ・道の駅ごかを基点に、工場見学を始め、まちの資源を連携させた体験プランや自然豊かな地の利を生かしたサイクリングのイベント等を実施し、観光を推進します。
- ・道の駅ごかの情報発信・交流拠点機能を生かし、町内産農産物の直売や交流イベントを開催します。
- ・「食」をテーマとしたグリーン・ツーリズム*などを推進し、五霞の農業の魅力を体感してもらい、消費動向のニーズに合った安全・安心で美味しい五霞産農作物のイメージアップを図ります。
- ・パンフレットやインターネットなどを積極的に活用して、町内の自然的、歴史的、文化的財産の町内外へのPRを積極的に進めます。
- ・広域共同事業など周辺自治体や関係自治体との連携・協力を積極的に展開します。
- ・地域間交流や他都市との交流を推進し、積極的にまちの魅力をアピールします。
- ・生涯学習講座等と連動するなど、住民がまちや地域の魅力を再発見し、愛着と誇りが持てるような住民向けの観光イベントの実施を推進します。
- ・各種イベント等やPRを通して、五霞町に愛着を抱く、町外の「ごかファン」を増やします。



(2) まちの農商工活性化

★①農業の活性化

- ・ 農畜産業（第1次産業）に従事する者が食品加工（第2次産業）から流通・販売（第3次産業）までを総合的に手掛ける6次産業*化（1次×2次×3次＝6次）の支援を行います。
- ・ 6次産業化商品をふるさと納税*返礼品に積極的に採用します。
- ・ 外部の人材活用により，新たな発想でまちの資源を活用した商品開発を推進します。
- ・ 自然，文化，人々など多様な資源を生かした魅力ある収穫体験等によるグリーン・ツーリズム*を推進し，食と農業への理解を深めます。
- ・ 本町の農業を支える人材・経営体を育成・確保するため，経営規模の拡大，法人化及び安定した経営への支援などを進めます。
- ・ 食料の安定供給の確保や農業の多面的機能の発揮に不可欠な社会共有資本である農地・農業用水路等の農業環境の維持保全を推進します。
- ・ 「人・農地プラン*」による農業の中心経営体を通して，耕作放棄地の解消と農地の有効活用を推進します。

★②まちの商工業の活性化

- ・ 五霞町商工会・五霞工業クラブが中核となり行政との顔の見える連携体制を構築し，伴走型での支援を行いながら，地域のにぎわい創出を支援します。
- ・ 中小規模事業者の現状を把握し，事業者自らが経営手法を改善できるように「気づき」を促しながら地域ブランドの構築，地域雇用の拡大を図ります。
- ・ 地域資源を活用した新商品開発や需要開拓支援を行い，魅力度の高い地場産品確立を目指します。
- ・ 事業継承支援の推進により，地域の小規模事業者の持続的発展を支援します。
- ・ 首都圏中央連絡自動車道によるインフラの強みを生かし，新業態の事業者創出支援を展開します。
- ・ 起業・創業や新分野への進出を促進するため，五霞町商工会と連携した創業支援ネットワーク*を構築し，創業希望者のニーズや各ステージに応じた支援を行います。





第4章 まちのしごと

— 行財政運営 —

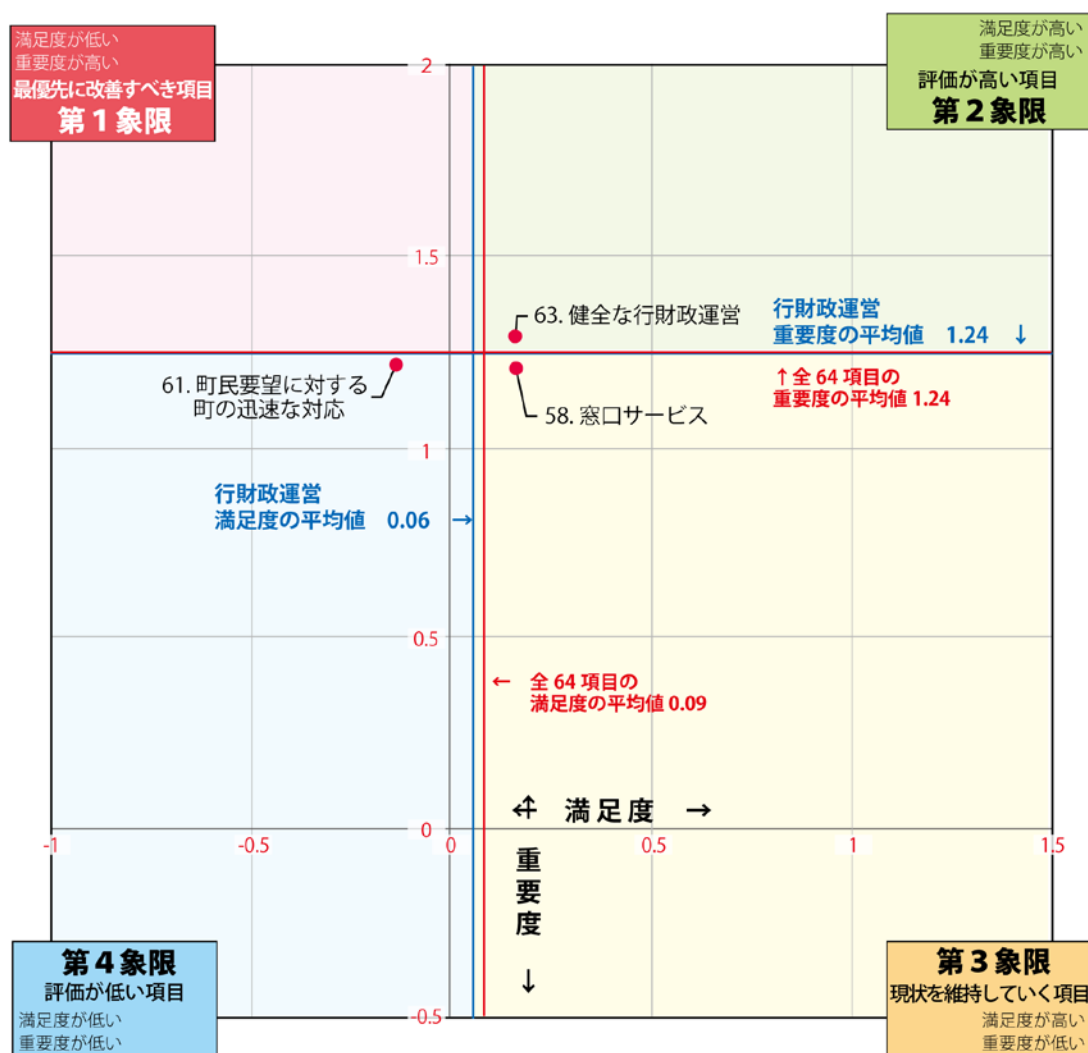
第4編 第I期基本計画 用語解説 第4章 まちのしごと

ページ	用語	解説
103,104,106	ICT	Information and Communication Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のことをいう。
103	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	行政手続きのオンライン原則や添付書類の撤廃のほか、マイナンバーカードの普及促進などの個別施策を定めた法律で、2019年5月に成立・公布された。
103,106	マイナンバーカード	国内に住むすべての人に割り当てられた12桁のマイナンバー（個人番号）と、顔写真や住所・氏名・性別・生年月日が搭載されたICカードのことをいう。
103,108	長寿命化	寿命が延びること、あるいは寿命を延ばすことを意味する表現。特に消耗品やインフラなどの耐久性を向上させ、長持ちさせることを指す場合が多い。
104	リスクマネジメント	営業活動に伴う様々な危険を最小の費用で食い止める経営管理活動のことをいう。
104	情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性を維持することをいう。
105	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方をいう。この実現のために、フレックスタイム、時短、在宅勤務、テレワークなどを導入する方法がある。
105	メンタルヘルス	心の健康のことをいう。精神的健康とも訳される。
106	オンライン化	コンピュータの入出力装置などが、中央処理装置と直結している状態のこと、また、端末がインターネットなどの通信回線に接続されていることをいう。
106	オープンデータ	国、地方公共団体、公益企業等が保有するデータを、一般の利用者がいつでも利用できるようにオープン化したデータのことをいう。
106	ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のことをいう。
107	義務的経費	国や地方公共団体の歳出のうち、支出が法令などで義務付けられ、任意に縮減できない性質の経費のこと。人件費・公債費・扶助費などをいう。
107,108	特別会計	特定の歳入歳出を、一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計のことをいう。
107,108	繰出金	性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間や特別会計相互間において支出される経費のことをいう。
108	指定管理者制度	地方公共団体またはその外郭団体に限定されていた公の施設の管理・運営を民間事業者が担う制度のことをいう。
108	遊休財産	具体的な使途が決まっていない財産のことをいう。
108	ふるさと納税	納税者が自分で選んだ自治体に寄付した場合に、所定の自己負担額を除く全額が所得税および住民税から控除される制度で、平成20年度（2008年度）から導入している。
108	ガバメントクラウドファンディング	自治体などが事前に事業資金の用途を限定し、賛同者から寄付金を募集する仕組みのことをいう。

第4章 まちのしごと ー行財政運営ー

行財政運営に関わる施策の満足度と重要度（住民意向調査からのCS分析）

- 最優先に改善すべき項目（第1象限）は、該当がありません。
- 評価が高い項目のうち重要度が平均より若干高い項目（第2象限）については「健全な行財政運営」の内容が該当しています。また、評価が高い項目のうち重要度が平均より若干低い項目（第3象限）については「窓口サービス」の項目があげられています。
- 評価が低い項目（第4象限）は、「町民要望に対する町の迅速な対応」が該当しており、スピード感を持った行政サービスの提供が求められています。



【CS分析】平成30年12月に実施した住民意向調査で、五霞町内で日常生活を送る上で64項目の施策について「どのように感じているか（満足度）」と「将来の重要度」について5段階評価の結果について、「2点」から「-2点」でポイント化し各項目の平均値を算出し、プロットした分布図として表現しました。

計画体系

節【施策】	項【施策の基本方針】	目
1 行政運営	(1) 社会の変化に対応した行政運営	①総合計画の進行管理
		②リスクマネジメントへの対応
		③広域・民間との連携の推進
		④開かれた行政運営
	(2) 効果的な行政運営を行う人材育成と組織の最適化	①人事管理の適正化
		②行政組織の適正化
2 財政運営	(3) 満足度の高い行政サービスの最適化と利便性向上	①行政手続きの最適化と効率化
		②行政情報化の推進
	(1) 健全な財政運営	①計画的な財政運営
		②安定的な財源の確保
		①行政資源の有効活用
		②外部活力の導入
	(2) 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止	

成果指標

節	施策の成果指標	現状値 (R1 年)	▶	目標値 (R6 年)
行政運営	総合計画に掲げた成果指標が目標値を達成できた施策の割合	—	▶	100%
	事務改善委員会により改善された事務の割合	22.2%	▶	30%
	コンビニ交付サービスを利用する割合	6.45% (H30 年)	▶	13.95%
財政運営	経常収支比率	95.9% (H30 年)	▶	89.6%
	実質公債費比率	8.9% (H30 年)	▶	7.4%
	将来負担比率	40.7% (H30 年)	▶	59.5%
	役場庁舎と中央公民館の複合化	0.15%	▶	100%



現況と課題

全国的に地方創生と地方分権が進む中、これからの自治体においては、自己決定・自己責任の原則のもと、役割と責務が拡大し、これまで以上に自主性の高い行政運営の確立が求められるようになってきています。さらに、社会経済のグローバル化・ボーダレス化の進展、頻発する自然災害への対策、公共施設等の老朽化対策、新たな課題への対応、住民ニーズの多様化や高度化への対応など様々な課題が顕在化する中、地域の実情やニーズに合った個性豊かな多様性のある行政運営へと変革が求められています。また、近年、スマートフォンなどの普及でICT*の活用が急速に進み、国では令和元年5月に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律*（平成14年法律第151号）」を制定し、ICT*を活用した行政手続等の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を図る基本原則等が定められ、行政においてもICT*への対応は必須になってきています。

本町では、これまで、大きく変化する社会情勢や多様化する住民ニーズに適切に対応していくため、各種行政計画のもと、事務事業や公共施設の管理体制の見直しなどを行うとともに、様々な経費削減や人員削減に取り組みながら、健全で効率的な行政運営に取り組んできました。

今後も、質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するため、ICT*やマイナンバーカード*を活用した住民サービスの提供を推進し、継続的な組織の見直しや人事評価制度等の更なる活用、効果的な人材育成の実施等による職員の資質・能力の向上を図っていく必要があります。さらに、事務事業の合理化、行政改革の推進、公共施設の長寿命化*等を踏まえた公共施設の管理・活用等に努めていくなど、限られた行政資源を効率的かつ効果的に運用していくことが必要です。

職員数の推移

※特別職，再任用含む

年度 区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
職員数（人）	101	105	106	107	107

出典：総務課

マイナンバーカード申請受付・交付状況

年度 区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
住民基本台帳人口（人）	9,127	8,960	8,858	8,740
申請受付件数（件）	2,483	2,686	3,043	3,378
交付件数（件）	2,252	2,518	2,802	3,116
人口に占める申請割合（％）	27.2	30.0	34.4	38.6
人口に占める交付割合（％）	24.7	28.1	31.6	35.7

出典：町民税務課

第Ⅰ節の取組方針

行政改革や行政評価等と連携した総合計画の進行管理を着実に進め、限られた財源で最大の効果を生み出す体制を構築し、本町の目指す将来像の実現に努めます。

チェック機能を高めたリスクマネジメント*による、住民から信頼される透明性の高い公正な行政運営を推進するとともに、時代に対応した職員能力の向上と人材育成の推進を図り、人員の適材適所の配置や組織の見直しなど、職員能力が十分に発揮できる環境づくりに努めます。

さらに、既存のシステムを最大限に活用しながら、住民に対する行政サービスの向上と行政運営の高度化を図るための電子自治体の構築を一層進め、事務の簡素化・効率化や窓口業務の情報化を推進します。

また、自治体の境界を越えた広域での連携や各種団体・組織・企業との連携を進め、多様な主体の力をまちづくりに生かす体制の充実を図り、小さなまちならではの連携施策を推進します。

施策の基本方針

(Ⅰ) 社会の変化に対応した行政運営

①総合計画の進行管理

- ・事業の成果や達成度を測る行政評価システムなどの仕組みの充実により、各施策・事業の適切な推進を図り、総合計画に掲げた目標の実現を目指します。
- ・基礎自治体への権限移譲などを踏まえながら、従来の事務執行と合わせた効果的・効率的な手法の検討を行い、多様化する行政課題に対応した質の高い行政運営を展開します。
- ・総合計画との一体性を高めるため、総合計画の重点プロジェクトとして「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を位置づけ、人口・経済・地域社会の課題を解決する事業について重点的に取り組みます。
- ・コスト削減を目指す量の改革に加え、行政サービスや業務プロセス、組織や職員のレベルアップなど質の改革にも取り組み、行財政改革の更なる推進を図ります。

②リスクマネジメントへの対応

- ・ICT*の進展、新たな情報セキュリティ*の脅威に対応し続けていくために、教育・研修の実施により職員の意識向上を図り、定期的な情報セキュリティ*監査を実施するなど、物理的、技術的、人的対策の強化を進めます。
- ・個人の権利利益を保護するため、個人情報保護制度について適正な運用を図ります。また、制度の円滑な運用を推進するため、職員への知識習得と住民への周知を行います。

★③広域・民間との連携の推進

- ・広域的な課題、行政制度等について調査研究し、周辺自治体と連携を図りながら、広域的な行政サービスの向上を図ります。
- ・各種団体・組織・企業との連携を進め、多様な主体の力をまちづくりに生かす取組の充実を図ります。

④開かれた行政運営

- ・知る権利の保障と行政の説明責任を果たすため、情報公開の推進や情報提供の徹底、資料提供・閲覧の推進などを積極的に行います。
- ・住民の意識や動向を的確に把握するため、行政懇談会を始め、きめ細やかな広聴活動を展開し、町政への反映を図ります。

(2) 効果的な行政運営を行う人材育成と組織の最適化

★①人事管理の適正化

- ・職員の自主性・積極性を重視した人事制度の活用など、職員の能力を引き出し、組織の総合力を向上させる適材適所の人事管理に努めます。
- ・職員一人一人の資質の向上、能力の開発を進めるため、多様な研修への参加機会を確保するなど、意欲と行動力のある人材の育成を図ります。
- ・職員の健康管理や職場における安全・衛生面の適正な管理を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス*の確保やメンタルヘルス*の相談体制、育児や介護をしながらでも働きやすい職場環境づくりなどを進めます。

★②行政組織の適正化

- ・社会情勢の変化、住民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、組織・機構の再構築を図り、簡素で即応性の高い動ける組織づくりを進めます。
- ・町議会の活性化や議会の政策形成機能、監視機能等の強化が図られるよう議員の議会活動を補佐します。
- ・横断的あるいは緊急な課題に対し効率的に取り組むプロジェクトチームの活用を図ります。



(3) 満足度の高い行政サービスの最適化と利便性向上

★①行政手続きの最適化と効率化

- ・住民が来庁しなくても各種手続きができるようインターネットやマイナンバーカード*を利用したオンライン化*を推進し、簡単で便利、満足度の高い行政サービスを提供します。
- ・条例の制定・改廃，法令の解釈を適切に行うなど法令の遵守を徹底するとともに，地域独自の政策課題に対応した機敏な条例の立案など，公平・公正かつ柔軟な行政運営を推進します。また，適正な選挙の執行や公的統計調査の実施など適切に遂行します。
- ・町内に在住・在勤する外国人に向けて，関係機関と連携を取りながら，必要な情報の提供や多言語表記への対応を図るほか，相談・支援体制の充実に努めます。

②行政情報化の推進

- ・進展する ICT*環境に合わせたシステムの活用や更新を進め，更なる業務の効率化，トータルコスト削減，行政サービスの向上を図ります。
- ・行政が保有する情報をできる限りオープンデータ*化することにより，行政の透明性を高めるとともに，新たな民間サービスの創出，地域経済の発展につながるよう，オープンデータ*やビッグデータ*の活用の取組を推進します。



現況と課題

近年、地方自治を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、住民ニーズはさらに多種・多様化、高度化するとともに増加の一途をたどっています。また、長引く景気低迷による企業収益の悪化による税収の落ち込みなどの影響により、厳しい財政運営が続いています。

このような状況の中、これまでの行政サービスの維持を基本に、限られた財源・資源を有効に活用しながら、民間事業者など様々な関係機関との連携を図りつつ、行政運営の一層の効率化を進めていく必要があります。

本町の歳入については、税収全体でみれば、まちに立地する企業等の固定資産税や法人町民税の割合が多い状況ですが、経済情勢の変化により変動が生じるため先行きが不透明な状況です。また、補助金や交付税の減額を余儀なくされ、さらには年々適債事業が減少しているため、起債による財源の確保が難しく、これら収支不足を補填するため基金も年々減少している状況です。こうした状況の中、将来にわたって安定的な行政運営を可能とするため、経常的な経費の抑制に努めるとともに、自主財源を始めとする歳入の確保や、公共サービスに対する受益者負担の適正化、企業誘致の積極的な展開などあらゆる手段を講じて財政基盤の強化を図ることが必要です。このようなことから、歳入については、交付税や国県支出金等を当てにした「与えられる」行政経営から、財源確保を自ら行い、地域で創る・地域で稼ぐという自立した行政経営への転換を図っていく必要があります。

本町の歳出については、高齢化等の進展に伴う医療費や介護費、扶助費等義務的経費*や特別会計*等への繰出金*の増加など、財源不足による基金の取り崩しが続く非常に厳しい財政状況となっています。

さらに、人口減少・定住対策等の新たな財源需要や上下水道の経営戦略に基づくインフラ施設の維持管理、喫緊の問題とされる広域化等を考慮すると財政状況は引き続き、より厳しい状況が続くことが想定されます。このため、すべての執行事業についてコスト意識を持って抜本的な見直しを行い、真に必要な事業へ「選択と集中」を図り、基金の取り崩しや起債に依存しない財政運営を行う必要があります。

このようなことから、歳出については、付け焼刃的に行う「延命手術」ではなく、予測を立てて想定し事前に対策を練ることでムラのない計画を立て、ムリのない事業を行い、ムダのない支出をし、危機的な財源不足を解消していく必要があります。

決算規模の推移

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区分						
歳入	決算額（千円）	4,171,839	4,742,827	4,925,057	4,623,747	4,631,503
	増減率（％）	0.2	13.7	3.8	△6.1	0.2
歳出	決算額（千円）	3,774,841	4,139,968	4,375,040	4,424,572	4,247,753
	増減率（％）	△0.8	9.7	5.7	1.1	△4.0

出典：政策財務課

第2節の取組方針

自主・自律的な行政主体として、自主財源の確保などに努めながら、中長期の財政の見通しに基づき安定性のある健全な行財政運営基盤の確立を目指します。

そのため、安定的な財源の確保と無駄のない財務管理に取り組むとともに、新たな財源確保に向けた方法を検討し、税外収入を確保するよう取り組みます。

さらに、公共施設などの適正配置や町有財産などの有効活用を図りながら、指定管理者制度*による管理など外部活力の導入も進め、行政コストの節減に努めます。

施策の基本方針

(1) 健全な財政運営

①計画的な財政運営

- ・中長期的な展望に立って歳入の確保と財源の重点的かつ効率的な配分に努め、後年に多大な財政負担が発生しないよう、健全な財政運営を行います。
- ・行政評価及び行政改革と連動した事務事業の見直し、特別会計*等の経営健全化と一般会計繰出金*の抑制など、歳出全般にわたって見直しを行います。
- ・財務書類の作成に関する統一的な基準による財務諸表を公開し、説明責任を果たすことにより、財政状況とその運営の信頼性を高めます。
- ・住民の理解と協力のもと、適正な受益者負担による補助金や使用料等の見直しを進めます。

②安定的な財源の確保

- ・将来にわたり安定的な財政基盤を確立するため、遊休財産*の売却や貸付のほか、ふるさと納税*やガバメントクラウドファンディング*等の工夫した手法を活用するなど、税外収入を確保するような新たな財源確保に取り組みます。
- ・窓口での納税相談の充実を図るほか、多様な手段による自主納付の促進や滞納処分を行いながら、町税の確実な賦課、徴収に努めます。
- ・将来的に安定した財政運営を実現するため、交付税措置のある優良債や国県補助制度を有効に活用します。

(2) 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止

★①行政資源の有効活用

- ・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正配置を進めるとともに、効率的な管理や施設更新、長寿命化*対策により、将来的な財政負担の軽減・平準化を図ります。
- ・利用率の低い公共施設の他用途への転用や未利用財産の活用、施設の維持管理経費や事務経費の縮減化を図ります。

②外部活力の導入

- ・指定管理者制度*や業務委託などによる管理運営を進めるなど、民間活力の導入により効率的に事業を展開します。